

第七十一回国会 参議院農林水産委員会會議録第二十五号

昭和四十八年八月二十八日(火曜日)

午前十時十八分開会

委員の異動

七月十四日

辞任

佐藤 隆君

高橋雄之助君

小林 国司君

補欠選任

稲嶺 一郎君

鹿島 俊雄君

上田 稔君

七月十六日

辞任

上田 稔君

補欠選任

小林 国司君

柳田桃太郎君

七月十七日

辞任

梶木 又三君

宮崎 正雄君

山田 徹一君

野坂 参三君

七月十八日

辞任

野坂 参三君

補欠選任

塚田 大願君

七月二十六日

辞任

宮崎 正雄君

柳田桃太郎君

八月二十七日

辞任

柳田桃太郎君

補欠選任

大松 博文君

柳田桃太郎君

塩出 啓典君

出席者は左のとおり。

委員

梶木 又三君

小林 国司君

田口長治郎君

鍋島 直昭君

温水 三郎君

平泉 涉君

堀本 宜実君

柳田桃太郎君

杉原 一雄君

辻 一彦君

沢田 実君

向井 長年君

塚田 大願君

櫻内 義雄君

内村 良英君

宮出 秀雄君

理事

亀井 善彰君

園田 清光君

初村 龍一郎君

中村 波男君

塩出 啓典君

委員長の異動

ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十七日、柳田桃太郎君、佐藤隆君及び山田徹一君が委員を辞任され、その補欠として大松博文君、柳田桃太郎君及び塩出啓典君が選任されました。

○委員長(亀井善彰君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴いまして理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行なうと存じます。理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に塩出啓典君を指名いたします。

○委員長(亀井善彰君) 畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに前回終局しておりますので、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより採決を行ないます。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案を議題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀井善彰君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案に対する附帯決議案が、先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜から提案をいたします。

案文を朗読いたします。

畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、畑作農業および施設園芸の健全な振興発展に資するため、地域農業の実情をふまえた経営改善対策、生産基盤の整備等の実効ある諸施策を一段と強化し、試験実施事業については、その成果を本格実施事業に反映せしめるため、制度上の諸問題を十分把握検討し、三年間を目途に本格実施への移行が円滑に図られるよう努めるとともに、左記事項の達成を期すべきである。

記

一、畑作物共済については、現在予定されている対象地域、対象品目の拡大について、すみやかに実態を調査し、可及的に事業対象に加えるよう検討すること。

二、被災農家の再生産の確保を図る見地に立ち、地域性を反映した基準収穫金額、掛金率等の設定を指導するとともに、補償限度の引上げ等、補償内容の充実を検討すること。

三、共済目的の特性に対応し、組合等の元受責任の適正化、適切な足切り水準の設定、損害評価の実施等の検討に努め、無事戻し等の実施方針を明確にすること。

四、園芸施設共済については、施設保険の実態に即した制度内容の整備、推進体制の確立を期し、さらに施設内の農作物に対しては適切な被害の把握、実質的な補填の充実を検討すること。

五、両共済事業の複雑性にかんがみ、事業実施体制の整備、事業の効果的運用を確保するため、共済契約者に対する交付金の実態に応じた交付割合、共済団体に対する必要な事務費の助成を措置し、また共済団体の事業の適正

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

な運営を図るため、職員設置費等についての助成の拡充強化について配慮すること。

六、肉豚、鶏等の新種共済については、早急に調査検討を行ない、基準資料の整備を進め、共済制度の実現に努めること。

七、沖繩等のさとうきびについては、災害の実情に照らし、共済制度の補償の充実に一段と配慮するとともに、土地基盤の整備・省力機械の導入等による生産振興対策、価格安定等の施策を強力に実施すること。

八、最近の不安定な気象条件にかんがみ、気象の観測、有効な通報システム等の整備を図り、これに対応する農業生産対策の強化に努めること。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀井善彰君) 総員挙手と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、櫻内農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。櫻内農林大臣。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいまの附帯決議につきましては、その決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(亀井善彰君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(兼井善彰君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は、前回聴取しておりますので、

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願います。

○辻一彦君 私、いま議題になりました通称農林年金、この問題につきまして若干の質問を行ないたいと思います。わがほうの足鹿委員が専門でありまして、三十日にかなり時間をかけられて十分な議論がなされると思いますが、幾つかの問題についてあらかじめ伺っておきたいと思ひます。

一つは、この農林年金の年金額というものが、ほかのたとえば国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、また公共企業体職員の共済組合、私立学校教職員の共済等に比べて約半分ぐらいの数字になっておりますが、四十七年度でこのそれぞれ

のいま申し上げた四つについて大体、年金額は年度末でどのぐらいの金額になっておりますか。ごく大まかな数字がわかれば、ちよつと初めに聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 年金額自体の数字につきましては四十六年度末でございますので、四十七年度三月末におきます標準給与について数字を申し上げまして、それから年金額について御説明申し上げたいと思ひます。

農林年金の四十七年三月末におきます標準給与は五万一千四百三十六円でございます。それから国家公務員共済、これは本俸が基準になるわけでございますが、六万九千六百五十五円、これは農林年金を一〇〇としたら一三五になるわけでございます。それから地方公務員共済が七万五千九百九十円、これが農林年金を一〇〇にいたしますと一四六になります。それから私学共済が五万八千六百七十四円、そこで農林年金に對しまして一四四。厚生年金が標準報酬が六万四千三百一円、農林年金に對しまして一二五%になっているわけでございます。

そこで、年金額でございますが、四十六年末の数字で退職年金について申し上げますと、地方公務員が四十五万三千円、これは四十六年度でございます。それから公共企業体職員共済組合が四十二万五千円、国家公務員が三十七万四千円、私学

が二十七万、農林年金が二十三万円、こういう数字になっております。

○辻一彦君 ちよつと念のために、公共企業体の職員共済の場合は、標準給与といひますか、これ幾らになりますか、給付。

○政府委員(内村良英君) ちよつとただいま数字を持っておりますので、御必要があれば後刻提出いたしたいと思ひます。

○辻一彦君 じゃ、あとでけっこうです。

そこで、いまの数字を見ましても、四十五年もそうでありまして、たとえば四十五年の数字を見ますと、農林年金が二十万二千円、これにしますと、一番大きなのは地方公務員の共済組合です。四十万一千円、農林年金の四十六年末が二十三万

で、この二十三万に對して地方公務員共済が四十五万と、大体数字としては半額になっております。そこで農林年金がほか比べて、特に地方公務員共済に比べて約半分というの、これは一体どういう理由によつてこれは半額になっているのか、これをまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 共済年金の標準給与、これが掛け金徴収及び給付の基準になるわけでございますが、標準給与は俸給を基礎として定められるわけでございます。そこで農林年金の場合に、地方公務員、国家公務員、私学に比べて年金額、給付額が安いのは、基本的には在職時代の俸給がそれらのものに比べて低いからというところに原因があるわけでございます。

○辻一彦君 第一に、基本報酬が低いということですが、この場合、いま出された、発表された数字で、私学のほうと農林年金のほうは、これは手当を含んだ額になりますね、大体、それから上のほうの国公、地公、公共企業体等は本俸が中心ですね。だから、手当を含んでなお数字がこれだけ小さいわけですが、これを上と同じように、いわゆる地公、国公と本俸において比較すればまた、この数字は低くなると思ひますが、そうなりますか。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘のとおり、農林年金、私学共済の場合にはボー

ナス等を除いた手当が入っております。それに比べまして国家公務員共済、地方公務員共済は本俸だけでございますから、確かに先生のおっしゃるようなことになっているわけでございます。

○辻一彦君 そこで、この給与が低いということ、これについてはあとで少し議論をしたいと思います。私が、私もう一つは、勤続年数が非常に非常に低いとちよつと語弊がありますが、大体短い。たとえば調べた数字でいいますと、年金到達に、二十年に達する場合に、これは農林年金では二〇%ぐらいが到達する。それから国家公務員では五四%、公共企業体で国鉄の場合は七五%が大体二十年で年金クラスに達するパーセントになる。こういうのと比べますと、非常に長く続いている。逆に言うと年金受給者の勤続年数というものを調べてみると、国家公務員や地方公務員は大体三十年ぐらゐ、それから農林年金の場合は二十年から二十一年。こういうふうにはららの関係であります。どつちから比べても非常に短いといふことがいえると思ひますが、こゝらの点について、いわゆる標準給与が低いということと、もう一つ勤続年数が概して短い、このことについてはどうお考えになりますか。

○政府委員(内村良英君) 国家公務員、私学、農林年金というものを比較いたしました場合に、ただいま先生から御指摘がございましたように、農林年金の場合、すなわち農林漁業団体の職員の場合には、勤務年数が他に比べて短いというのは事実でございます。そこでこの点につきましては、農林年金が社会保障的な面と職域年金的な面を持つておりまして、そういうところにとつとめた人に、より長くつとめてもらうということの一助といたしまして農林年金制度があるわけでございますから、私もといたしましては、農林漁業団体職員が国家公務員あるいは地方公務員と同じように長い間勤務してもらうほうが、そういった団体の運営上も非常にいいわけでございます。団体自体の運営も安定するという面がございます。

○辻一彦君 じゃ、あとでけっこうです。

そこで、いまの数字を見ましても、四十五年もそうでありまして、たとえば四十五年の数字を見ますと、農林年金が二十万二千円、これにしますと、一番大きなのは地方公務員の共済組合です。四十万一千円、農林年金の四十六年末が二十三万

で、この二十三万に對して地方公務員共済が四十五万と、大体数字としては半額になっております。そこで農林年金がほか比べて、特に地方公務員共済に比べて約半分というの、これは一体どういう理由によつてこれは半額になっているのか、これをまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 共済年金の標準給与、これが掛け金徴収及び給付の基準になるわけでございますが、標準給与は俸給を基礎として定められるわけでございます。そこで農林年金の場合に、地方公務員、国家公務員、私学に比べて年金額、給付額が安いのは、基本的には在職時代の俸給がそれらのものに比べて低いからというところに原因があるわけでございます。

○辻一彦君 第一に、基本報酬が低いということですが、この場合、いま出された、発表された数字で、私学のほうと農林年金のほうは、これは手当を含んだ額になりますね、大体、それから上のほうの国公、地公、公共企業体等は本俸が中心ですね。だから、手当を含んでなお数字がこれだけ小さいわけですが、これを上と同じように、いわゆる地公、国公と本俸において比較すればまた、この数字は低くなると思ひますが、そうなりますか。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘のとおり、農林年金、私学共済の場合にはボー

ナス等を除いた手当が入っております。それに比べまして国家公務員共済、地方公務員共済は本俸だけでございますから、確かに先生のおっしゃるようなことになっているわけでございます。

○辻一彦君 そこで、この給与が低いということ、これについてはあとで少し議論をしたいと思います。私が、私もう一つは、勤続年数が非常に非常に低いとちよつと語弊がありますが、大体短い。たとえば調べた数字でいいますと、年金到達に、二十年に達する場合に、これは農林年金では二〇%ぐらいが到達する。それから国家公務員では五四%、公共企業体で国鉄の場合は七五%が大体二十年で年金クラスに達するパーセントになる。こういうのと比べますと、非常に長く続いている。逆に言うと年金受給者の勤続年数というものを調べてみると、国家公務員や地方公務員は大体三十年ぐらゐ、それから農林年金の場合は二十年から二十一年。こういうふうにはららの関係であります。どつちから比べても非常に短いといふことがいえると思ひますが、こゝらの点について、いわゆる標準給与が低いということと、もう一つ勤続年数が概して短い、このことについてはどうお考えになりますか。

○政府委員(内村良英君) 国家公務員、私学、農林年金というものを比較いたしました場合に、ただいま先生から御指摘がございましたように、農林年金の場合、すなわち農林漁業団体の職員の場合には、勤務年数が他に比べて短いというのは事実でございます。そこでこの点につきましては、農林年金が社会保障的な面と職域年金的な面を持つておりまして、そういうところにとつとめた人に、より長くつとめてもらうということの一助といたしまして農林年金制度があるわけでございますから、私もといたしましては、農林漁業団体職員が国家公務員あるいは地方公務員と同じように長い間勤務してもらうほうが、そういった団体の運営上も非常にいいわけでございます。団体自体の運営も安定するという面がございます。

○辻一彦君 じゃ、あとでけっこうです。

そこで、いまの数字を見ましても、四十五年もそうでありまして、たとえば四十五年の数字を見ますと、農林年金が二十万二千円、これにしますと、一番大きなのは地方公務員の共済組合です。四十万一千円、農林年金の四十六年末が二十三万

で、この二十三万に對して地方公務員共済が四十五万と、大体数字としては半額になっております。そこで農林年金がほか比べて、特に地方公務員共済に比べて約半分というの、これは一体どういう理由によつてこれは半額になっているのか、これをまずお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 共済年金の標準給与、これが掛け金徴収及び給付の基準になるわけでございますが、標準給与は俸給を基礎として定められるわけでございます。そこで農林年金の場合に、地方公務員、国家公務員、私学に比べて年金額、給付額が安いのは、基本的には在職時代の俸給がそれらのものに比べて低いからというところに原因があるわけでございます。

したが、いままで、そのように持つていかなければならぬわけですが、まあいろいろな事情もあるかと思いますが、現実にはだいたい先生の御指摘のございましたように、農林年金の組合員の場合には他に比べて勤務年数が短いというのが現実でございます。

○辻一彦君　まあこれは年金額にかかわる大事な問題と思うのですが、勤務年数が少ないというように理由というものを、こういうものを、農林省のほうから農協をはじめ農業団体を見て、長く続かないといひますか勤務勤務年数が短いという、そういう理由はどういうところにあるとお考えになりますか。

○政府委員(内村良英君)　私どもの調査によりますと、農協——農林漁業団体の中の農協の場合でございますが、これは勤務年数が平均八年ぐらゐになっております。そこでなぜ早く他に比べて職員がやめていくかということでございますが、一つには、御指摘のございましたように、給与が役場あるいは郵便局等に比べて低いという、給与の面がございまして。したがって、役場に来ないかと言われれば農協から役場に行ってしまうという面があると思ひます。それから農協職員の実態を調べてみますと、そこへ在村してございまして、まあ兼業農家の子弟がとめるといふようなこともございまして。そこで他の職に比べて村に住んでいながらつとめていられるという人が多いうものでございまして。やはりおとうさんが死んで自分が農業の経営者になるというやうな問題もあるのではないかと、月給が安いといふことは事実でございますが、これが一つの原因になっていられることは争えない事実だと思ひます。

○辻一彦君　そこで、給与が安いといふことは、何といつても長く続かないといふか、こういう大きな原因であるといふことは当然いふ言われたとおりであると思ひます。大体この農林漁業団体職員の給与水準といふものをほかの産業と比べて、あるいは地方公務員と比べて、さらに町村の役場と比べて、数字的にどのくらい把握されているかちよつとお伺ひしたい。

○政府委員(内村良英君)　公務員給与等との比較でございますが、四十七年三月末の数字によりますと、これ三段階に分かれてございまして、まず最初に市町村段階では農林年金の組合員の給与は四万八千五百六十五円、これに比べて公務員の給与は五万五千八百五十五円といふことになっております。県段階になりますと、農林年金の組合員の給与が六万三千四百四十七円、公務員は八万七千五百十円といふことになっております。全国段階では農林年金の組合員の給与は七万九千二百九十八円、これに比べて公務員の給与は八万二千四百五十五円といふことになっております。そこで市町村段階、県段階、全国段階それぞれにつきまして農林年金に対する公務員給与の割合を見てみますと、市町村段階では、一・一五％、県段階では一・三九％、全国段階では一・四四％になっております。

○辻一彦君　私の見た数字でも同様なことはいえませんが、地方公務員と比べると一万二千元程度の差であり、あるいは町村の職員と比べても一萬元程度の差がある。県、全国にいきましたとだんだんこの差がパーセントとしては減つていくといひます。か近づいていくと思ひますが、ところが市町村段階でそういう開きが大きいといふことがいえると思ひます。これがどうしても市町村の農林漁業団体に勤務する職員がやはり長く続かないといふか、そういう意味の大きな原因になっているのではないかと。

そこで問題は、新規採用が大体農林漁業団体で最近いろいろと困難になっているとか、あるいは中途でいまいちやめる人が多いとか、こういうことがたくさん出ておりますが、今日の農業情勢からして、農林漁業団体の中に優秀な人材をやはり確保する。こういうことが非常に大事なんです。その点で初任給はもちろんです。給与ベース等もどうしても市町村段階における給与水準といふものを引き上げるような努力がされなければ、これはどうしても人材を確保していくことが、今日

のこれからの大事な農業情勢に対処することができないのではないかと。そこで毎年、国会では、この数年、この農林年金の問題が論議をされますと、必ずあとで附帯決議がついて、そしてこの附帯決議の中で、農林省は行政指導等を強化をして、この市町村段階における農林漁業団体職員の給与を引き上げられるように努力するべきである。こういう附帯決議が行なわれ、大臣からいふとも、趣旨に沿つて努力をするといふ答弁が常に行なわれておりますが、実際として過去どういふような指導といひますか、努力をされてきたのか、これを具体的に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君)　農協の、特に単協の職員の給与が安いと、これが農協の職員のやめやすさといふ一つの原因になっているといふことは、そのとおりかと思ひます。そこで、今後の農協経営等を考えた場合に、やはりわれわれといたしましても、優秀な人材が農協の仕事に定着するようにしなければならぬといふことは先生の御指摘のとおりでございます。

そこで、それでは、どうやって農協職員の賃金水準の向上をはかるかといふ問題になるわけでございますが、いづれにいたしましても、農協は一つの経営体でございます。その経営体として職員に対して賃金を支払うわけでございますから、所要の賃金原資が確保できなければならぬわけでございます。それで賃金原資を確保するためには農協経営の改善、合理化につとめまして、できるだけ収益をあげて高い俸給を職員の方に払うことができるようにしなければならぬわけでございますが、御承知のとおり、農協経営はなかなか楽でないといふのが現実でございます。それで農林省といたしましては、従来からしばしば御説明申し上げておりますように、農協合併の推進、それから経営実務者の研修の助成あるいは単協につきましましては、農協の検査を担当しているわけでございますが、そういう県、市町村の検査を通じての指導等を通じて経営基盤の強化といふことにつとめているわけでございます。

さらに、今年度からは米の生産調整の進行に伴ひまして、倉庫業といふものが従来は赤字であつたものが経営として赤字になつていふこともございまして、農業倉庫の整備、合理化の助成を行なうといふやうなことをいたしまして、行政庁といたしましては、極力農協の経営の改善、合理化のための指導、助成を行なつていられるわけでございますが、今後、現在農協が置かれていられる問題から見ても、一その経営改善、合理化につとめ、それによつて農協職員の賃金水準の向上をはかつていくといふことをしなければならぬといふふうにかへていられるわけでございます。

○辻一彦君　私も農協が、あるいは農林漁業協同組合にしましても一つの経営体としての側面を持つていられる。だから、その原資が獲得されなければならぬ。なかなかむずかしいといふ側面はわかります。それはわかりますが、しかし、いまの状況ではなかなかその水準を上げていくといふことも容易でない。

そこで、数字が出されておりますが、たとえば農林省は全国段階における各単協等の、あるいは漁村における漁協等、あるいは森連における森林組合等の賃金実態といふものを、かなりこまかく実態をすつと調査をされていられるが、これは県、それから市町村といふやうな段階における格差もあつますが、またこの地域的な一つの格差といふものもかなり大きいわけですが、その実態をこまかく承知をされておられるのか。承知をされておれば、必ずそういうものについての、よりきめられるのかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(内村良英君)　私どももいたしまして、農林漁業団体の賃金については調査をしております。そこで年齢別にどういふやうに違ふか、あるいは団体ごとによつて違ふかといふことは調べておりますが、地域ごとの格差といふものについて、必ずしも統一的な調査はございませぬ。しかしながら、地域につきましては、都市近郊の農協のほうの賃金が、純農村地帯の賃金よりも高いと

いうことは、これはまあ事実ではないかというふうに考えているわけでございます。

○辻一彦君 たとえばこれは全農協労連でかなりこまかい調査をやっておりますが、これはまだまだ私十分ではないと思うのです。少なくとも農林省のほうで、単協レベルぐらいの、こういう年齢別の貸金調査を具体的にやられた事実がありますか。大まかな数字はもちろ調べられておられると思いますが、かなり詳しく調査をされた事実がありますか。

○政府委員(内村良英君) 特に貸金調査ということで、貸金だけを深く調査したことは残念ながらございません。しかし年齢別の貸金その他につきましては、現在農林年金が非常にこまかいデータを持っておりまして、私も、年齢別の——四十八年四月につきまして、年齢別の給与の資料を持っておりますけれども、これは農林年金の持っているデータからつくったものでございます。かなり信頼度は——もちろん年金の基礎になる数字でございますから高い、非常に信頼度は高い数字でございます。

○辻一彦君 それを活用してもらいたいへんけつこうですが、農協の実態は、私は事こまかく一度よく調べてほしいと思う。というのは、確かにまあ大型の農協が合併しまして、何千戸かという農家を集めて、預金なんかもういぶん獲得をしてよくやっていると、これも見た目にはありますが、中を見ると、これは農協法の改正のときも議論されましたが、植木や庭石、こういうものを非常にたくさん集めるとか、需要もありますから。元来の、もともと農協の趣旨とは、かなり変わったほうに農協活動のウェイトも置かれていく点もあると思うのです。しかし、まだ都市のほうはいくとも、農村あるいは山間部のほうに行くといかなり農協自体も苦しい点もあるし、その中でこの給与水準を引き上げるといことは、言うことは簡単ですが、なかなか私は、容易じゃないと思うのです。そういう点で単位農協にわたって、

一度詳しい調査をしてみたら、もう少し強力な対策を立てて、そうして、毎回来参議院で附帯決議をしておりますが、これが飾りものみたいにならないように、どうしても努力をしてみたい。農協自体もやってもならなくならぬことであるが、これは私は政府のほうにもそういう努力をお願いしたいと思う。そういう点でこの問題について、農林大臣から一言所見を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいま御質問に伴ひまして、地域別の実態の把握が十分でないという点につきましては、私も、私もそういうことであつてはいけな、今後とも農協の実態を十分把握するようにつとめたいと思ひます。この町村段階あるいは県段階、全国段階、そういうようなことでの一応の計数は持つておるわけでございまして、また、それぞれの公務員の実態との比較については、先ほど局長のほうからお答えを申し上げたわけでございまして、一応現状がどういふものであるか、また、給与の実態に欠けるところがあるというふうな点については認識を持つており、これについての対応策は、先ほど局長から申し上げたようなことであります。いずれにしても、ただいまの御指摘に伴つてもっと分析をし、掘り下げて検討していく必要があるということとは私としても認める次第でございまして。

○辻一彦君 二つ目に私、沖縄の農林漁業団体の年金問題に一言触れたいと思ひます。

ごく大まかな数字でけつこうですが、沖縄県の農林漁業団体につとめる職員の大まかな数と、それからその給与水準がどういふふうにあるか、それは、こまかい数字でなくともけつこうですが、いまそこでおわかりであればちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 農林年金の標準給与は、毎年八月一日に決定するわけでございまして、四十七年八月一日におきまして標準給与のいわゆる決定をみた組合員は、沖縄では二千三百三十二人でございます。この定時決定における標準給与を

見てみますと、県段階以下の団体の組合員の平均額は五万八千五百七十一円。これは全国段階の団体の職員の標準給与を除いておるわけでございまして、全国平均五万八千五百七十一円に對しまして、沖縄の組合員の平均額は五万六千六百一十一円というわけで、全国平均よりも若干低い実態にあるような数字になっております。

○辻一彦君 そこで沖縄県の農林漁業団体の職員が、継続をしてつとめている場合に、本土復帰に伴つて五五%の期間はこれは認めるけれども、四五%はこれを認めない。こういうことになつておるようでありますが、それは間違ひないのか。間違ひないと思ひます。一〇〇%認めないという理由は何なのか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) まず第一に四五%の減額措置はそれとおりでございまして。それは沖縄の農林年金制度の本土の農林年金への承継にあたりまして、掛け金が納付されてない期間に對する給付の額について、四五%の減額措置をとつたわけでございまして。これは、その期間について満額の給付を行ないますと、掛け金を納めていないわけでございまして、本土の組合員との均衡を著しく失ふことになるわけでございまして。そこで沖縄の返還に關しまして、いろいろな措置を政府部内で論議いたしました場合におきまして、他の共済組合制度におきまして、これと同様の措置をとつたわけでございまして。すなわち本土の復帰に伴つて本土の組合員との均衡を考慮して決定した措置と、こういうことでございまして。

○辻一彦君 掛け金をかけてない期間がかなりあつた、そのための減額措置である。こう言われまが、そうすれば掛け金をかけていなかったのだから、沖縄県民のほうに、あるいは沖縄県における団体の職員に責任がある、これはやむを得ないという、こういう政府の見解と私は思ひます。

そこで沖縄復帰のこれはいろんなむずかしい論議もあると思ひますが、ずっと本土に復帰できずにおつたという状況、こういうものは沖縄県民

の私は意思でなかつたと思ひます。昭和二十七年に、言うならば本土の犠牲というやうな形でアメリカの施政権下に置かれた。その中では、なかなか農林漁業団体の職員が掛け金をかけるとか、あるいは積み立てをするというやうな余裕を全然持たない条件に置かれておつたのでないか。そういうことを一律に掛け金をかけてないから四五%減額だ、こういうことは、私は歴史的な沖縄返還の経緯というのを考えた場合に、非常に問題があるように思ひますが、この点についてどうお考へになるか、いかがです。

○政府委員(内村良英君) その点につきましては、沖縄復帰に關連いたしまして、共済年金制度全体についてどうするかということを政府部内で論じましたときに、いろいろ問題になつたところでありまして。しかしながら、この年金制度につきまして、こういった減額措置をとらないということになりますと、それがやり方によつては、全部それまで入つていた本土の組合員の負担になるといふやうな問題もございまして。そこでそういったことを考へまして、ただいま申し上げましたように四五%の減額措置をとつたわけでございまして。ただ、すぐやるということでは問題になりますので、復帰後三年以内に農林年金の受給権を得たときは、復帰の前日に退職したと仮定して、沖縄法の規定によつて計算した場合の年金額を保障するということにいたしました。一定の期間の経過措置はそこにとつておるわけでございまして。そういった経過措置をとりながら、本土の組合員との均衡を逐次とつていくということで、すぐ既存のそういった既得権をとつてしまふということではなしに、経過措置をとりながら緩和された形でしつとめていくという措置はとつておるわけでございまして。

○辻一彦君 数字を計算すれば私はいろんなことが言えると思ひますが、しかしその当時アメリカの施政権の中にあつて、農民がたいへんな苦勞をしておつた。しかも、これはおそらく農村や農民が非常な苦勞をしていて、これは、同様に、

うことについては、すでにお答えを申し上げておるような措置でやむを得ないということとでございしますが、もつと何か検討すべき点がないかどうかという点になりますれば、その辺は私としても関係各省とよく検討することについては、やぶさかではございません。

○辻一彦君　まあ私も、各省にわたる問題でありますから、事は簡単ではないと思います。しかし、まあいまだ大臣答弁のように、これが一〇〇％、そういう希望、おそらく私は沖繩の皆さんがそういう強い希望を待つておられる、今日も待つてお

おられると思いますが、一〇〇％かりに満たされないとしても、何らかの検討によって各省庁とも連絡をとられて、これはひとつ手を打っていたらだきたい。何らかの意味において検討し努力をするのと、こういうことについてもう一度大臣のお考えを確かめておきたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 先ほどお答えを申し上げます。

○辻一彦君 次に三つ目に、農林年金の改定問題について若干伺いたいと思います。

この経済変動にあたって、年金額の実質的な価値を維持するためにいろんな措置を講ずる、こういうことは公の年金制度として私は当然な使命と言えらると思います。今回、公務員給与の伸び率を

そのまゝとて、その前々年度から前年度にと
たということは、いままでに比べて一步の前進と、
こういうことは言えると思うんですね。
そこで、これからはもうこの年金額の改定にあ
たつては、公務員給与の伸び率を基礎にしてい
のかどうか、この点はどうなんでしょうか。
○政府委員（内村良英君） 今回の年金額の改定
は、ただいま先生から御指摘がございましたよう
に、国家公務員における年金額の改定措置に準じ
まして、国家公務員給与の上昇率を指標として実
施したわけでございます。
そこで、今後、国家公務員の賃金、すなわち年

金の額を修正して改定していきます場合に、物価をとるか賃金をとるかという問題が前からあるわけでございます。そこで、生産性の向上等によりまして賃金の上昇のほうが大体物価の上昇よりも過去において高かったわけでございます。そうしますと、賃金をとったほうが、まあ有利、不利ということばを使つてどうかと思ひますけれども、受ける人たちの立場から見れば有利だということがあるわけでございます。

そこで、今後この問題は結局スライド制をとるかどうかという問題になつてくるわけでございます。スライド制をとるといふことにつきましては、まだ共済年金につきましては明確な結論を得ておりませんけれども、いずれにいたしまして、そういう方向にいった場合に、賃金をとるか物価をとるか、あるいは両方あわせてみるかといううな問題がございますので、その辺のことにつきまして、なお今後慎重に検討しなければならぬ問題だといふふうに考えております。

○辻一彦君 私、いろんな団体からこれについての要望がありますが、多くは賃金をもとにとつたほうがよいと、こういう意見が強いように思ひます。これをとつてもええ一番いいと思ひますが、それはやはりことしはそうであつたけれども、来年から以降はまだどれをとるかについては確定されてないといふことなんですね。じゃ、念のために伺ひますが、厚生年金や国民年金は消費者物価上昇率をとつていますね。農林年金のほうは賃金上昇率をとつたといふことは、賃金上昇率のほうをとつたほうが有利であり、農業団体の職員の皆さんにはプラスにならうと、こういううな判断でこれをとられたのかどうか、その点でございますか。

○政府委員(内村良英君) 厚生年金につきましては物価によつてスライド制をとるということになつたわけでございますが、共済年金につきましては、まだただいま御答弁申し上げましたように、その辺のところは明確にきまつていない。しかし、今年以前におきましては、共済年金におきまして

は物価と賃金と両方をとつていたわけでございます。それが四十八年の改正から賃金だけになつたといふことでございますから、まあ今後におきましても賃金のほうにウェイトを置いて考えていくだろうといふふうに御推定いただいてもいいのではないかと思ひますけれども、まだ最終的にスライド制をとる場合にどつちをとるか、スライド制をとるかどうかということについて目下検討している段階でございます。

○辻一彦君 これは賃金をとるほうにウェイトを置いて努力していただきたい。そこで、厚生年金のほうは自動スライドといひますが、スライド制をとられていますね、導入された。農林年金の場合にはまだそれが導入されてないといふのはどういふ事情によるか、その点いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 御承知のとおり、現在の農林漁業団体職員共済組合法の中に、第一条の二に「この法律による年金たる給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」といふような規定が入つてゐるわけでございます。そこで、これをはつきり今度はスライド制にしてしまふといふところまで法律改正をしてやらなければならぬわけでございますが、ただいま申し上げましたように、給与改定の基準として何をとるかといふうな問題につきましても、必ずしも十分な結論を得ておりませんので、年金制度の連絡会議といふものがございましてそのところで、十分今後検討して、極力すみやかにスライド制を導入するようになつていかなければならぬと思つておりますけれども、いろいろな技術的な問題もございまして、今後とも慎重に検討していかなければならぬ問題になつてゐるわけでございます。

○辻一彦君 衆議院の論議の過程を経ての約束事項といふのは、まあこれはどういふ性格が私もちよつとわからぬのですが、まあメモで見ただけありますが、おそらく答弁をされたことを整理を

して、それが約束事項ではないかと、こう思ひますが、その中で、明年度に抜本的改正を目ざして努力をする、こういう項が出ておりますが、このスライド制は抜本改正といふ中で、スライド制をとるといふ方向でいまの御答弁もありましたが、努力していくと、こういうふうに確認していいですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまお尋ねの点でございますが、この抜本的改正の中にはスライド制の問題を検討することもよりでございます。そこで、この問題についてはすでに公的年金制度調整連絡会議におきまして、このグループ分けをいたし、私学共済、農林年金は一つのグループとして検討するようになつてございまして、私もどもは、そういう連絡会議の協議をも参考にいたし、適切に、前向きに考えてまいりたいと思つております。

○辻一彦君 まあこれは抜本改正の方向でもそうでありまして、ぜひこのスライド制を一日も早く導入して安定するようになつてほしいと思ひます。そこで、この最低保障額の引き上げについて若干伺ひたいと思ひます。最低保障額については退職年金、障害年金、それから遺族年金が大体倍額程度に引き上げられておりますね。これは厚生年金の改定に対応するもので当然であらうと思ひますが、しかし、旧法の既裁定年金で、昭和三十九年の九月末以前に発生したもののについては据置きになつております。そこで、最低保障額といふものが定額年金者に対する保障機能を持つと、こう考へるならば、年金の発生時期によつて相違があるといふのは非常に問題があると思ひますが、この点についてどういふふうに考へておられるか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) これは、私もどもいたしまして、はつきり申しますと非常に悩んでゐる問題でございます。で、支給を受けた退職一時金と控除前の最低保障はいわゆる新法において初めて設けられたものでございます。そこで、御承

知のとおり、現在農林年金には新法、旧法といふものがございまして、それぞれ体系が違つてゐるわけでございます。と申しますのは、年金でございまして、一つの制度を前提にいたしましてそこで掛け金を払つて一定の給付を受けるといふかっこうになるわけでございますが、新法、旧法、制度の違いがございまして、したがひまして、現在のところ、原則として旧法下のものは旧法、新法下のものは新法で措置するといふ措置をとつてゐるわけでございます。

さらにこまかいことを申し上げますと、一般的に言つて、新法は厚生年金と非常に似てゐるわけでございます。したがひまして、厚生年金のほうでそういった改正があれば、共済年金のほうもこれに連結して改正するといふことになりまして、旧法はむしろ恩給制度にかわるものとしてでございました旧国家公務員共済法にいろいろな基準が似てゐるわけでございます。したがひまして、この年金制度については恩給制度が尾を引いてゐるといふことについては、いろいろな批判があることは私も承知しておりますけれども、現在のところは、先ほども申し上げましたように、原則として旧法下のものは旧法、新法下のものは新法で措置するといふ措置をとつておりますので、したがつて、今般いわけの恩給を中心とする旧法関係のものについては最低保障について措置をとらなかつたといふうなことがございまして、他の年金制度との均衡上、このところに手を加へることができなかつたといふ事情になつてゐるわけでございます。

なお、この点につきましては、確かにいろいろな問題もございまして、私もどもいたしまして、今後この点については、特に四十九年度においては考へなければならぬといふふうに考へてゐるわけでございますが、これは正確な報道かどうかはわかりませんが、日曜日の新聞報道によりまして、恩給についても同様の措置をとるといふうなことが出ておりますので、恩給法とのバランス等が非常に問題になる旧法でございまして、その

いったことになってくれば、当然農林年金の旧法につきましても同じような措置をとるということになるのではないかと。いずれにいたしましても、これは非常にむずかしい問題、すなわち体系の違いとそれから歴史的な沿革というものがございまして、むずかしい問題でございまして、今後この辺は前向きに考えなきゃならぬというふうにご意見を申し上げます。

○辻一彦君 まあ旧法と新法の適用によって差が生じているということはおわかりですが、現実においてこの最低額の引き上げによってその格差というものが非常に大きくなるわけですね。この間をそれじゃ一体どういうふうに埋めるといいますか、対処するのか、この点具体的な考え方があれば伺いたいと思います。

○政府委員(内村良英君) その点につきましては、ただいま御答弁申し上げましたように、やはり他の恩給あるいは他の共済年金の旧法関係との調整をとりながら、新法並みに引き上げていく以外に現在のところそのギャップを埋めるといいうような技術的な方法はございません。

○辻一彦君 私はその恩給法が手直しされれば、それに準じて年金もまた変わっていくだろうと、こういうのではなしに、農林年金のほうから少なくともそういう矛盾が明らかであればその手直しをしていくというか、その矛盾を埋めていく。こういう努力を先にやってもいいと思います。その点あとにいくよりも、農林年金については先に積極的にそういう構想を具体化する考えはありませんか。

○政府委員(内村良英君) あとか先かという問題でございまして、この共済年金の問題につきましても、国の中に幾つかの年金制度があるわけでございますから、どうしてもその間の均衡というところが特に財政負担等の場合には問題になるわけでございます。そこで私もいたしましては、この点はなるべく早い機会に是正しなければならぬ一つの問題である、検討すべき問題であるとい

う問題意識は持っておりますから、その問題意識に基づいて先ほど大臣からも御答弁がございまして、ように、連絡会議で私学共済と農林は一つのグループになっておりますから、文部省等とも十分相談しながらこの問題に取り組んでいきたいというふうにご意見を申し上げます。

○辻一彦君 これは適用を受けた人にとっては何日かの違いでたいへんな大きな差が出るわけですね。大きな矛盾だと思えますから、早くひとつ具体的に組み込んで埋めてもらうように願いたいと思います。

次に、遺族年金の受給資格の要件ですね、これについて簡単に伺います。いわゆる遺族年金を受ける場合ですが、配偶者について「死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの」と、こういう生計要件がいままではつかなかつたのが今度十年以内の場合にはついたわけですが、これは改正点からいうと後向きというか、改悪のほうになりはしないかと思いますが、この点の見解はどうですか。

○政府委員(内村良英君) 先生から御指摘がございまして、今回の改正案におきましては、組合期間十年未満の組合員にかかわる遺族の範囲につきましても、配偶者についても生計維持関係があることを要するものとなったわけでございます。これは遺族年金の受給資格期間を一律に十年以上から一年以上に短縮する措置を講じたことに関連してとられた措置でございまして、他の社会保険の取り扱いとの均衡を考慮したものでございまして、すなわちこれまで十年以上であったのを一年以上にした点につきましては、これは非常に前向きと申しますか、改善措置になっていいると思

います。それに伴ってとられた措置でございまして。そこで、そうなるのと非常に不利になってくる人が出てくるのではないかと、この結果、職務上傷病により死亡した場合の遺族年金、または職務上の障害年金の受給を受けている者が職務外の傷病により死亡した場合の遺族年金につきましても、従来でも十年未満でもら

えていたわけでございますから、そういった人が非常に不利になるといことはございまして。しかしこの人たちの人数は非常に少ないわけでございます。現在私どもが農林年金から聞いていますところでは三人程度というふうな不利な扱いになる人がいるようでございます。しかしながら、その場合、生計維持関係の有無の認定が問題になります。それで国家公務員共済の場合におきましては、配偶者の所得額の許容範囲を年額二百四十万円ぐらいいまで拡大したい、それで実施するというふうな措置をとることになっておりますので、農林年金につきましても所得額の許容範囲につきまして二百四十万円ぐらいいをとりたい、こう思っております。そうなりますと、その三人の人の所得はわか

りませんけれども、いずれにいたしましても二百四十万円というところであれば大体救済できるのではないかと。したがって、こういった措置をとりましたも実際に被害を受ける人はまあないのではないかと、いふふうに考えているわけでございます。いずれにいたしましても、これは繰り返して申し上げますが、他の社会保険と同様の取り扱いをするという結果出てきた問題でございまして。

○辻一彦君 衆議院の答弁においても、二百五十万ですか、二百四十万という数字が一応は出されております。実質的にそういう金額に一応の線を引けば、被害といえますか、その被害をこうむる人はほとんどない、こう言われますが、まあ、それなら、その条項も他と均衡あるということはおわかりですが、実質的にそれにかかる者がいないというならば、これははずしたていいのじやないかと私は思うのですが、この点は無理なんではないか。

○政府委員(内村良英君) この点は他の社会保険と同様の扱いになっておりますので、それらとの均衡を考慮して処理しなければならぬ問題ではないかと思ひます。

○辻一彦君 この点は実質の面でそういう被害と配慮してやってもいいかと思ひます。

もう一つ、国庫補助の引き上げについてであります。これはもう従来から何年越しにこの国庫補助を厚生年金並みにまずは二〇%まで引き上げてもいいかと、こういう声は農林関係、あるいは団体の職員の方からも強く出ておったと思います。現在一八%になっておりますが、これはある意味では年金の年と、こういうことでも非常に大きく年金問題がとり上げられておりますが、このときにあたって厚生年金並二〇%にどうして引き上げることができないのか、この点はいかがですか。

○政府委員(内村良英君) 共済年金制度におきましては、ただいま先生から御指摘がございましたように、農林、私学共済では一八%、国家公務員、地方公務員、公共企業体では一五%となっております。補助率だけから見ますと農林年金は共済年金の中では最高の補助率になっているわけでございます。一方、厚生年金は補助率が二〇%でございますから、農林年金のそれを上回っているわけでございます。かねがね関係者から農林年金につきましても補助率は二〇%にしてほしいという要望が強く出ていたわけでございます。そこで、四十六年度までは一六%であつたわけでございますが、四十七年度におきましてそういった関係者の熾烈なる要望等もございましてこれを一八%に上げたわけでございます。

そこでなお二%の開きがあるではないかという問題でございまして、厚生年金との比較の問題におきまして常に問題になりますことは、厚生年金と農林年金に給付額計算の基礎となる給与のとり方に違いがあるわけでございます。すなわち厚生年金の場合には、給付額のとおり方は全勤務期間の平均、それに比べて農林年金の場合には退職前三年の平均ということで給与の取り方に相違があることがございまして、それから年金の支給開始年齢が違います。すなわち、農林年金は五十五歳、厚生年金は六十歳ということになっておりますので、そういった制度の立て方の違いがございまして、直に二〇%と一八%を比較すること

には問題があるわけでございます。それから農林年金の場合には財源調整費というものが国の補助としてついております。これが大体四十八年度におきましては一・七七に相当しておりますので、これを加えてみますと大体補助率はほぼ二〇％になっているわけでございます。

そこで、今後、国庫負担の増加ということを考へていった場合に、国庫補助率の引き上げというオールドックスな行き方で行くのか、あるいは財源調整費を実質的にふやしていくか。すなわち、先ほど申しましたように、国家公務員、地方公務員、公共企業体は一五％だと、それに対して農林等だけ二〇％というのはいかんならぬ問題ではないかというのを考へました場合に、そういった国家公務員共済その他の共済と農林年金とのバランスというようなことを考へた場合には、むしろ財源調整費のほうをふやしていくほうがいいのではないかという意見も、あるいはあり得るかと思ひますけれども、われわれはいたしましては、従来の経緯もございまして、四十九年度予算につきましては、少なくとも定率補助を二〇％にするということでは要求したい。近く予算も大蔵省に出るわけでございしますが、農林省といたしましては、従来どおり二〇％ということでは要求するつもりでございます。

○辻一彦君 いま御発言がありました、衆議院でこの論議が行なわれたのは五月の半ば、あれから三月月たつておりますね、いろいろな事情によりまして、すでに衆議院でいろいろな要請事項や附帯決議等がなされて、すでに明年度の予算の編成もいろいろと行なわれているという時期だろうと思ふ。すでに衆議院等で、ここにも出ています約束事項とか、あるいは附帯事項というものが、こういうものが今度の予算の中に具体的に盛り込まれておる点があると思うのですが、その中でこの二〇％確保という点は、重点的なこの種の問題についての事項として計上しているのか、あるいは毎年出していろいろやっているから、という程度で出されているのか。そこのウエート

の置き方は一体どうなのか。この点、大臣からも伺いたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 本年度の予算の場合におきまして、農林省サイドとしては二〇％の補助ということをお願いしたのであります。しかしながら、先ほどから局長からお答え申し上げましたように、理屈の上からいいますと、農林年金は共済制度の中では補助率が一番高いとか、あるいは厚生年金と比較しても非常に給付水準は高いんだというようなことで、昨年上げたのであるから、ことしはこれでがまんをせよというふうなことで、いわば理屈負けをしたようなことになったことと最終的に一八％据え置きということになったことを記憶いたしております。そういうことで農林省としては、やはり厚生年金が二〇％ということでは、これは農林年金もまた、当然そうすべきであるという立場を厳守しているわけでございまして、昭和四十九年度の予算要求の中におきましては、二〇％の要求をせびたいというところは、これは非常に重要視して要求をすることは言うまでもございません。

○辻一彦君 この問題は、先輩の足鹿委員が長年にわたつてずっと論議をされ、要求されてきております。足鹿委員のことばをかりれば、こちらで一ぺん結着をつけたらどうかと、こういうことをしばしば言われておりますが、四十九年度予算の中で、重点的な取り組みとして実現ができるように、ぜひ大臣以下農林省の努力をお願いしたいと思います。

最後に私、この労使の負担率について若干伺いたいと思ひます。農林年金の場合では、積み立て金の不足分を現在では労使両方が負担してありますが、国家公務員の場合は国がこの分を負担しております。そこでこの農林年金では、労使負担ということになりまして、五と五と、こういうことになって、そのために農林漁業団体に働く労働者の、職員の掛け金といふか、負担がほかの比でもかなり高くなっている。こういう事実がありますが、この負担を、積み立て金の不足分

というものを、国で対処するという、そういう考え方ができないのかどうか、この点はどうでしょう。

○政府委員(内村良英君) 掛け金の負担割合につきまして、団体と組合員との折半を改めて、団体側の負担を多くしてくれというところは、これは私も農協の労働組合等からしばしば耳にしている事項でございます。しかしこの掛け金の負担割合につきましては、わが国の共済年金制度というものは、労使折半負担を大原則としておりますので、この原則にかかわる問題になつてくるわけでございまして、それからさらに考へてみなければならぬことは、それでは団体にそれだけの負担能力があるかどうかということも、現在の農林漁業団体の経営状況から見れば考えなければならぬ問題でございまして、要求は私どもとしてもよくわかるわけでございしますが、いろいろな現実の問題を考へました場合に、一つの原則論の問題がある。それからさらに関係の農林漁業団体にそれだけの負担能力があるかどうかというような問題もございまして、これらの問題につきましては、今後慎重に検討したい一つの検討事項だと思つておりますけれども、いまのところ、それをすぐ改正するだけの用意はないということでございます。

○辻一彦君 まあ、他に比べて掛け金が大きいということとは、これは事実として言えると思ふのです。その点で労使間における折半を、比率を変へるか、あるいはそれがむずかしい場合には、国のほうが、こういう問題について負担をするとか、私は、考えればいろいろな道があると思ふのです。労使間の割合を変へるという問題を十分検討してもらつたということも大事ですが、国のほうがこういう問題について負担をするという、そういう可能性はないのですか。

○政府委員(内村良英君) これは年金の保険数理とも非常に関係のある問題でございまして、それで現在の掛け金率は、四十四年の数字を基礎にいたしまして計算ができていますけれども、

この場合に掛け金が増えるという問題がございまして、そこでそれにつきましてはたとえ任意継続組合員制度をやめるといふこととか、あるいは利益差益を入れるとか、いろいろな措置をとつて、実際組合員の負担が上がらないように、掛け金負担が上らないように措置したことは、昨年こども御議論になりましたし、御承知のとおりのこととでございます。それで今後料率の再計算ということになつてきた場合に、現在のところ、多少制度の改正によりまして整理資源のほうに積んでいく不足金がございますので、そういった問題をどう処理するかという問題として今後出てくる問題でございます。

そこで、国庫負担をどうするかという問題でございしますが、原則につきましては、これをあまり変更を加えるということとは、他の共済年金制度との均衡その他の問題もございしますが、財源調整費自体につきましては、これは財源調整費でございまして、その算出の基礎として整理資源のどこをどうするかとか、いろいろな計算のやり方は將來出てくるのではないかと、いずれにいたしまして、この問題につきましては、将来の料率再計算の場合に、われわれといたしましては、極力組合員の実質負担をふやさないという線で処置しなければならぬと思つておりますけれども、その場合に技術的にどう処理するかという問題として検討すべき幾多の事項があるのではないかと思つておりますけれども、現在のところ、まだそこまで料率改定の仕事もやつておりませんので、具体的にどうというふうなことににつきまして御答弁できるだけのものがございません。

○辻一彦君 ここで、具体的にどうするかというの出なくとも、方向として組合員の負担を少なくする、そういう方向で検討していく。こういうことは確認できますか。

○政府委員(内村良英君) 前の料率改定の際にも、組合員の掛け金負担が増加しないという線で処置したわけでございしますが、今後におきましても、極力そういう線に当たりたいというふ

うに考えております。

○辻一彦君 この点は、農協に働く職員や労働者の皆さんからも例年強い希望のある点でありますから、十分検討してもらって努力をせしめていただきたいと思います。

最後に、これは農林年金とちよつと問題が違いますが、十分間ほど私伺っておきたいことがございます。それは農業者年金の問題であります。これについては、別の機会に詳しい質問をいたしたいと思いますが、およその考え方をちよつと伺っておきたいと思ひます。というのは、農業者年金は、早く経営を次の代に譲り渡すように、こういう意味で批判側からすれば、首切り年金というようなことばもありましたが、いわゆる経営を移譲すれば、そこに発生するという、そういう要件があります。しかし、今日の日本の農業情勢、まあ、われわれが住んでおる北陸の米の地帯を見ても、なかなか年配の人が、早く次の世代に経営権を譲り渡すという状況になっていない。農業だけではやれないというところで、都会に行つたむすこはなかなか帰つてこない。こういう中で、昔であれば隠居で、お孫さんの子守をしておつた。そういう年輩の人が六十を過ぎ、七十になつても、こういうことでまだ第一線で働いておる。これが日本の農業を守つていくという実態じゃないかと私は思ふんです。そうしますと、従来の農業者年金の構想というものが、かなり実情に合致しなくなつてゐる。こういうように私感するんです。こういう農業情勢の変化、それからもう一つは、これは私よく聞きますが、農村で、つとめの人は二十年働けば、大体何かの年金というものが、従来であれば恩給、今日ではかなりいろいろな年金というものがつく。百姓は二十からやつて六十歳までやれば四十年、七十代までやれば五十年働くんだけれども、ほとんど老後は安心できるような保障というものは何もない。一面ではこういう声がまた農村の方から非常に強い。これも私は事実だと思ふですね。この二つの間に立つて、一体農業者年金というものをどういうように

考えていかれるのか。この点の基本的な考え方をできれば伺いたい、こう思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) いまの農村の実情からいたしまして、農業者年金がふさわしいかどうかという疑問をお投げかけたいと思ひます。これは年輩になり経営を移譲しなければならぬといふ、そういう事実はあるわけでございます。それから、したがって、そういうことを念頭において、いま農業者年金が、これが必要がないといふようにならうに考えるようなところはないと私は思ふんであります。そういったしますと、農業者年金がもし実態にそぐわない点があれば、それを改善するのがよいといふことになりまして、いま辻委員から具体的にそういう点の御指摘があつたわけではなし、また私自身として、いまの農業者年金がどこに欠陥があるか、自分としてはこの考えたいといふようなことも、いまここでにわかには持つておりませんが、この農業者年金の趣旨を十分生かしながら、そして農村の経営者育成の上にあるいは農業者年金の給付を受ける方のためになるようにつとめてまいりたいと思ふのでございます。

それから、次の二十から農業やつて六十までやつても四十年、七十までといふと五十年もつとめて、しかし農村で働く人々に対する報い方が現実においてどうかといふことになりまして、御承知のように、一般的な国民年金制度とのからみ合ひで考えておるわけでございます。したがつて、こういう年金制度が戦後に発足をいたしまして、まだそれほどの期間がたつておらないわけでございますが、各種年金を総合しながら考へていきますならば、一がいに農業者について是非常に冷たい措置をとつておるんだ、こういうことではないんではないか、かように見ておるわけでございます。

○辻一彦君 これは質問通告もしてありませんし、私もここで詳しい質問を行なう考えはありません。ちよつと伺つておいて次の機会に具体的な

問題として質問を行ないたい、こう思つております。

そこで、私は、実態はかなりいろいろな問題があるから改善の必要があるだろうと思ひますが、その具体的な問題については、また別の資料を用意して、そのときにいたしたいと思ひます。

もう一つ、農村の主婦の問題なんですが、いまは米場地帯を見ても、一人前の元氣な男の人は大體出かぜぎにくくとか、あるいは一定の職場にくとくとして、主婦が實際米づくりといふか、農業を守つておるといふ例が非常に多い。だんなさんのほうは土曜、日曜に手伝つて、あとは奥さんががんばつておる。私どもの近辺を見ると、ある面では日本農業、米場も主婦労働によつてさきえられてゐる面が非常に大きい、こういうふうに思ひます。その中でこの主婦が、機械もいま入りました。その機械を自分で使ひたい、たいへん体を無理をして過勞の中におちついてゐる。献血運動があつて、車が回つてきて血液を献血してくれといふて、農家の主婦がそれをやりますと、血が薄くて役に立たぬ。こういうことで、せつ々献血にいつても断わられる。これぐらゐで、日本農業を守るために農家の主婦が過勞状況、いろいろな無理な働きをしてゐるのじゃないか。こういうことを私は思ひます。そこで、この主婦が、しかもお嫁さんになって、あるいは結婚して四十年、五十年たつてつと働いてゐるんですが、これは農業者年金の対象にもならぬんですね、経営者じゃありませんから。経営者はあくまでも名目、名前は御主人のほう、これは出かぜぎや職場に行かれる方が多い。実態は主婦が働きながら、経営者じゃないといふことで、今日の問題はありますが、問題のある農業者年金の対象にもならない。こういう中で、いふならば日本農業の半面になつておる農家の婦人の皆さん、農協の婦人の皆さんから強い声がありますが、これは私は何か考へていくべき問題でなかつたかと思つております。これについて詳細な資料を準備して別の機会に質疑を行ないたいと思ひますが、ごく大まかな考へで

けつこうであります。大臣からこういう日本農業を守り、しかも過勞状況に置かれてゐる主婦に對して老後を考へることについて、あまりにも私はないかと思ひますが、これについて何らかの考へがないかどうか、この点をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私から申し上げるまでもなく、辻委員が十分御承知であらうと思ひますが、現在農協の中には婦人部がございまして、いまの実態に即しての御要望といふものが団体を通じて強調されておるわけでございます。そして私どももその中から、十分とは申し上げられませんが、具体的な措置のとれるものについては取り上げてまいつておる。特に、農村の主婦の栄養欠陥であるとか、あるいは農婦症であるとか、というやうな問題につきましては、それぞれ、栄養指導であるとか、あるいは健康診断の車を出してその健康維持につとめるとか、いろいろくふうをしておるわけでございますが、しかしいま辻委員の言われたとおり、いまの農村の実情が主婦に負つておるところが非常に大きいといふ、このことについての認識をさらに一そう深めまして、そして農村主婦に對する対策を十分にしていこうといふことは、これはもう言うまでもないと思ふのであります。そして、私どもが反省をしなきゃならないことは、そういう点について十分であるかと、こつと言われれば私はやはり相当考へなきゃならない点がある、こつというふうに思ふ次第でございます。いづれ、いろいろ具体的な御質疑をさういふことをわれわれも十分考へていたしまして、農村主婦対策についてはこれから万全な措置を講じてまいりたいと思ひます。

○辻一彦君 終わります。

○委員長(亀井善彰君) 暫時休憩いたします。

午後一時から再開いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時三十七分開会

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○塩田啓典君 それでは非常に初歩的な質問で申しわけないのですが、農林年金が昭和三十四年にいわゆる厚生年金から分離して、そして厚生年金と農林年金には、午前中質疑もありましたように、支給される年齢が六十歳と五十五歳で違うとか、あるいは標準給与は最後の三年をとる違いがあるとか、そういうような内容の違いがあるわけでありまして、農林年金がいわゆる分離独立をしたというその目的と意図はどこにあったのか、それをちよつと説明してもらいたいのです。

○政府委員(内村良英君) 農林年金が厚生年金から出まして、別な共済年金の一つとしてできましたこと、背景につきましては、やはり農協あるいは漁協等の農林漁業団体といたしまして、労務管理の面から職域年金的な色彩の年金がほしいというふうな要請があったというふう聞いております。

と申しますのは、やや具体的に申し上げますと、現在七割以上の農協の定年は五十五歳でございまして、厚生年金の場合には六十歳から給付が始まるわけでございまして、その間に五年のギャップがある、というふうなことはやはり人事管理の面からいきまして非常に問題があるというふうなことで、職域年金的な年金がほしいというところから、独立すると申しますと、厚生年金から分離したのではないかと。同時に、いろいろ制度の違いからいきまして、共済年金になったほうが、給付自体——掛け金はもちろん高くなるわけですが、いますけれども、給付自体も充実するというような現実的な要請もまたあったというふう聞いております。

○塩田啓典君 私は、やはり農業というのは非常にいま大きな曲がりかどというか、ほんとうに今後検討していかなければならない一つの危機にきていると思うんですね。そういう点から、今後農

協の果たすべき役割りというのは非常に大きいものがある。いわゆるこれからは規模の拡大ということが非常にむずかしくなつてくれば、今度は作業規模の、共同作業によつて規模を拡大していかなければならない。そういうような政府の方針のようでありまして、そういうような点からいけば、農協の果たすべき役割りは非常に大きくなつてまいりますし、したがつて、農協に優秀な人が集まつてこなければいけないのではないかと。そういう点で、農林年金が厚生年金から独立したということは、その当時においてもやはりいわゆる農協等の諸団体にとめる人たちが、その実力を十分に発揮できるように、特別に厚生年金よりも一段よくする、そういう意図で分かれたのではないかと、そのように思つておつたんですけれども、そうじゃないんですか。大体はくひの言つたそういうような考え方でいいのかわか。

○政府委員(内村良英君) 農林漁業団体として職域組合的な年金がほしいというところは、ただいま先生の御指摘があつたような事実に基づいてるわけでございます。

○塩田啓典君 だから、ぼくは職域組合とかいうのはちよつとよくわからないんですけれども、いまはくひが言つたようなことを、別なことはで言えは職域組合というところになるんですか。

○政府委員(内村良英君) 共済年金につきましては二つの性格があるわけでございまして。一つはいわゆる社会保障的な面、それからもう一つは労務管理等と結びつきまして職域組合的な考え方というところでございまして、そういう職域組合的な考え方がほしいというところは、やはり給付の充実、それから労務管理面でも、五十五歳でもらえるというところは、六十歳でもらえるよりも非常にいいというところは、六十歳でもらえるよりも非常にいいというところ、いろいろなことがございまして、大體先生がおつしやつたと同じような意味で農林年金が独立したというふうな考えていいのではないかと。思います。

○塩田啓典君 そうしますと、この厚生年金から農林年金が独立をしたときよりも現状のほうがさらにその重要性は増しておる、こういうふうなやつぱり理解していいのかわか。私はそう思うんですけれども、これは農林大臣にその見解を承つておきたい、まず最初に。

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま局長のほうからお答えを申し上げておるとおりに、私としては職域年金が必要だと、こういう当時の強い要請に基づいて農林年金が発足をしておる。また、現在におきましてその情勢というものはいささかも変わりがないと。したがつて、職域年金として充実されたものに今後一そう育成をしていく必要があるのではないかと、こういうふうには見てるわけでございます。

○塩田啓典君 それでは、午前中にもいろいろお話がありまして、いわゆる農林年金の支給額がほかの国家公務員共済組合とか、そういうのに比べて非常に低いと、そういう数字をあげてですね、そういう原因はいわゆる給料が安いからだと、そういうようなお話であつたわけですが、短い。したがつて、その結果非常に勤続年数がうへかかつてしまふ。こういうことでは、これは非常に農業の将来にとつてはよろしくない、これは当然じゃないかと思ふんですね。これはまあ年金以前の問題かもしれないけれども、こういう問題について午前中ではいろいろ農協の合併を促進するとか、いろいろなそういう対策を政府は講じてきたとおつしやるわけでありまして、そういう点はどうか考えていますか。

○政府委員(内村良英君) 合併を進めておるわけでございますが、合併した組合につきまして給与が合併以前よりは上がつておるというところは、これはいろいろ私どものほうの調査でもはつきりいたしております。

○塩田啓典君 しかし、このデータを見ますと、かなり給料の差というものがだんだん拡大をしていっているわけですね。拡大をしていっているわけなんです。はたしてこういうことでいいのかわかですね。もちろん、ある人によれば、農協の職員は兼業をしている人があるから、まあそれでいいのだと、そういうようなことも言う人もあるわけでありまして、それはそれでよければそれでいいわけでありまして、しかし先ほど申しましたように、給料が安いために、より高い給料を求めて農協をやめていく。そういうようなことが繰り返されることは、私は日本の農業にとつてもこれは非常にマナスであるし、そういう点はやはりどうなんですか。

○政府委員(内村良英君) 先生御説のとおりでございます。私どももいたしまして、農協の今後の発展、拡大のためには、やはり職員の人たちが定着いたしまして、長く農協にとつて、業務に励んでもらうということが必要なのは申し上げてもいいわけでありまして、ただ、現実問題として、午前中も御答弁申し上げましたけれども、やはり農協の経営の問題が給与の問題とは関係があるというところから、私どももいたしましては、合併の促進あるいはその他の助成措置を通じて経営をよくしていくということがやはり給与改善の根本的な問題ではないかというふうな認識を持っていて、指導面等では努力はしているつもりでございます。指し、指導面等では努力はしているつもりでございます。

○塩田啓典君 だから、経営が悪いために給料が安い、給料が安いためにいい人が出ていく、その結果ますます経営が悪くなる。こういうやはり悪循環になりやすいと思ふんですね。けれども、それがまあそれぞれの経営の問題だと言つてしまえばそれまでであつて、しかし農協が非常に経営が悪いというところは、これはもちろん農協の幹部の問題もありまして、これはもちろん農協そのものが、非常にあらゆる困難な条件が備わつていて、問題もあると思ふんですね。それを、その悪循環をやつぱり改めていくのが私は政治の一つの役割りではないかと思ふんですね。そういう点

いろいろな合併については助成を出すと、そういうこともやってきているわけですが、現実においては非常に差がますます拡大しているというところ。で、そういう手を打たなければいけません。開いておったかもしれぬ。その差が拡大しているけれども、その拡大の度合いがゆるやかになったのだと、そういうことが言えるかもしれせんけれども、しかしそれではやはり日本の農業にとってはよくないと思うんです。これはやはりもつと抜本的な対策を立てて、そうして、そういう格差がなくなり、優秀な人材が逃げないように、効果のあるところまで手を打たねばならない、私はやっぱり政府としても無責任じゃないかと思うんです。午前中の質問では、そういうような事態については農林省としてはあまり調査をしていない。ただ農林年金のほうでいろいろ数字的な報告がきているということでごまかすけれども、これは農林年金の立場ではなしに、農政の立場から、やはりもう少し実態の調査をする必要がないのかどうか。ということは、一つは賃金を上げなければならぬのかどうかという問題ですね。やっぱり賃金をもつと上げなければ優秀な人たちが逃げていく、実際に逃げていっているのかどうか。それとも一つは、ある学者によれば、農協はやっぱりもつとベースアップをできる、そういう能力はあるんだ。いろいろたくさんありつばなビルもつくっているし、それを不当にみな賃金を安くしておるのだ。ほんとうに努力すれば、いまの現状でもベースアップすることはできるんだ。そういうことをいっている学者もいるわけなんです。われわれはそういうところがよくわからない。しかし農林省としては、そういうあたりをもつと詳細につかんで、やっぱり日本の農政の立場で取り組んでいかなければならないのではないかと思うんですけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(内村良英君) 私どもといたしましては、農協の職員の給与体系その他につきましましては、一応の調査は持っているわけですが、もちろん正確な、非常にこまかい信頼度の高い数字というところになります。やはり農林年金等の数字を使わなければならぬわけですが、一応新卒者の採用はどうなっているのかとか、あるいは職員の平均給与、それから退職金などについてあるのか、そういうような調べはもうおこなっているわけですが、そこでは、これらの点につきましましては、もちろん極力組合員、職員の給与が上がるように、われわれとしても、指導、努力はしているわけですが、繰り返して申し上げても、最終的には、やはり、農協の経営をよくしていく、それに向かって助成なり、指導をするということが究極的には給与体系の改善につながっていくんじゃないか。いろいろビルなんか立てているんじゃないか、そこで、そういうものを給与のほうに回したらどうかという御意見があるかとも思いますけれども、特に、職員の給与を圧迫してまでそういう建物を建てているということにはなっていないのではないかと、うううな認識を持っております。

○塩田啓典君 それでは、たとえば農協につとめれば、いわゆる老後の農林年金が非常によろしい、条件がいい、そういうことであれば、いまま少々給料安くて、やっぱりそこに定着をしていく。そういう点で、農林大臣に、これはもう非常に大事な問題ですから、いま国の補助が、国庫負担が一八%だ、これは厚生年金、ほかの比に比べて一八%は高い、あるいはこれ二〇%にする。そういうことが午前中にも論議されたわけですが、農協といふのは、どうしてこの産業と違つて、やはり生産性は上がつていかなければ、どうしてもやはり国の力で強力にバックアップしていかなければいけない産業、これはやむを得ないと思うんです。そうすると、農協の部門に非常に重大な役割を担つて、そういう農林関係の職員の人たちの職業を定着するためにも、せめて農林年金の補助率を、たとえば三〇%ぐらいアップして、そうして農協

につとめておれば、少々給料は安くても、やはり老後はいいんだ、退職後はいいんだ、そういうことになれば、また農協にも優秀な人が集まつてくるんじゃないかと思うんです。やっぱり農協に入りたがなくなか入れない。おれは役場へつとめていられるけれども、農協のほうへ行けないか。そういうような状態に持っていかなければ、農協にいい人は集まらないし、したがって、経営のいいゆる体質改善というものが、幾ら口先頼んでも、いい人が集まらなければ、そういうことはできないわけですが、事業は人なんです。そういう点で私はこの国庫補助にいたしまして、野党が主張していますように、三〇%ぐらい思い切つてやる、それがやっぱり農政の私は大きな転換じゃないかと思うのですが、これは農林大臣どうですか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 本年度の予算の編成のときにもいまお話のような三〇%という、そういう国庫補助ではございませんが、われわれとしては厚生年金並みの補助率は実現したい、こういうことでございましたが、しかし各種の共済制度を比較してみますと、農林年金は最高の補助率である、また給付の制度としてはその見劣りをするものでないというように、実現をいたさきまして、まあまあというかつがついたわけでございますが、いまの御質問を聞いておりますと、どこに基本的な問題があるのか、こういへば農協の給与にあると思うのです。この年金の制度そのものからいへば、国庫補助あるいは事務補助、整理資源等を見て、その見劣りをするようなことになつてないかと思うのです。ただ、現実には受け取るこの年金というものが非常に見劣りをしておる。それは基本になるところの給与に問題がある。したがって、局長のほうから申し上げておきますように、農協の給与を改善するためには一体どうしたらいいのかということから、各種の施策を先ほどから申し上げておるところでございます。また、農協自体でいまお話のよ

うに、建物はよくなつていっているんじゃないかといううなことも目にとまるところでございまして、したがって、給与規程であるとか、退職金支給規程の整備とか、初任給の給与の取りきめなど、給与体系の整備をはかるというふうなことに、私も、私はつきり記憶しませんが、系統農協として三年ぐらいの総合計画を持つておつたんじゃないかと思うのでありますが、同時に、農林省自体としては基本給与が何としても上がるように仕向けていかなければならない。そのための必要な施策は十分とつていこう、こういうふうな考えでおるようなわけでありまして、もとよりこの国庫負担についてもつと考えるということにつきましまして、四十九年度予算要求のときにもぜひこれは、その幅は別といたしまして、私としては努力をしまいたいと思ひます。

○塩田啓典君 私が言わんとするのは、そういう給料が上がらないから、その年金も低い。だから給料をよくするためには体質を改善しなければならぬ、そのためにはいろいろ施策をやっているけれども、それが結局効果が出ていない、実際に差が開いているわけですから。であるならばたとえば年金のほうの国庫の補助をふやして、そういうのがよくなれば、人が集まつて、その結果経営もよくなつていく。そういう点で実際にいままでやつてきた政府の施策で農協の経営がよくなつて、そうしていろいろ給料をベースアップしていけば、年金もふえていく。そういうことになるわけですが、やっぱりそこに政治的にもつと大きな立場で手を打つていかなければいけないのじゃないか。そういう意味で申し上げたわけなんですけれども、これは今後も検討していただきたい問題だと思ひます。

それで、同じ農林漁業団体の給与にいたしましても、総合農協、開拓農協あるいは農業共済、農業共済なんかは非常に給与がいいわけですね。また開拓農協とか専門農協、そういう土地改良、そういうような面は非常に安い。また都市と農村

においてもだいたい格差がある。こういう状態でございませうけれども、こういう問題についてはやはり農林省としてはどういう対策を立てておられるか。何か悪いところはますます悪くしてしり細みになり、いいところはだんだんよくなっていく。だんだん格差が拡大していくようではこれは困ると思ふんですけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(内村良英君) 私どもも農林漁業団体の職員は賃金にきまつての統計は持っているわけですが、農業者共済の賃金は、先生御指摘のように、農業者共済あるいはたばこ耕作組合等がかなりいいわけではございません。と申しますのは、農業者共済の場合には農協に比べて平均年齢が六歳高いというふうなこともございします。それから、農業者共済の場合には最近かなり、仕事が保険でございしますから、逐次機械化等が進むというふうなこともなつておられます。というふうなことがございします。農業者共済がいいのではないかとと思つておりますけれども、この年齢差を勘案して考えますと、各農業者団体あるいは漁業団体の間におきまして、それはどひどひ格差があることにはなつていないのではないかと一ふうに思ひます。

それから平均組合員期間を見ましても、確かに年齢が高い関係から農業者共済が高いというふうなこともございします。その辺のところは十分、同一年齢をとつてみると、同一学歴をとつてみると、いふやうな形で分析しなきやならぬ問題でございしますが、特にどこで分析しなきやならぬ問題でございすることにはなつていないのではないかと一ふうな印象を持っておりますが、なお十分分析してみなきやならぬ問題があるかと思ひます。

○塩出啓典君 そういふ点は印象で話されても困るわけで、やっぱり農林省としても詳細にひとつ検討していただいて、そういうような格差がひどくなくなりますと、ますます悪いところは悪くなつて人間が出ていく。いいところは人が集まる。そういうことになつてはアンバランスになる。——悪いところはますますしり細みになっていく。そういうことがないようにしていくのが私は政治で

あり、農林省のつとめではないかと思ふのです。そういう点をひとつさらに対策を立てていただきたいと思ふのです。

それで、今回の改正案で、掛け金、給付の算定の基礎となるいわゆる標準給与の下限、それから上限ですね。これをそれぞれ引き上げておられるわけでありまして、下限を一万八千円から二万六千円、上限を十八万五千円から二十二万円。これはどういふ根拠に基づいてこれだけ引き上げたのか。また引き上げというものがいわゆる年金の受給額に、年金をもらう場合の金額にどういふような影響を及ぼしていくのか。というの、たとえば厚生年金の場合には五万円年金、そういうキヤッチフレーズですね。この内容は非常にまやかしてありますけれども、一応は五万円年金という、そういうキヤッチフレーズでいつておられるわけですから、き上げというのはどういふ関係になるのか。そのあたりをちよつと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 標準給与の下限の引き上げは、その金額以下に位置づけられていた者に限りまして、実給与がかわらないにもかかわらず掛け金が高くなるという一面もございします。従来から標準給与の下限を定めるにあたりましては、その分布割合が一割前後のところをめぐりましてやつてきたというのが実情でございします。そういった点と、それから農林共済と並ぶものといつたしまして私学共済があるわけではございますが、私学共済における標準給与の下限というふうなものの均衡も考慮しなきやならぬということもございまして、今般下限を二万六千円に引き上げたわけではございします。

また上限につきましては、現在の上限十八万五千円が定められた四十六年当時と比べて上乗せをこえる給与を受けている者が増加している実態をございします。そこで、この点につきましても他の共済制度との均衡を考慮いたしまして今般の引き上げを行なつたわけではございします。

そこで、この標準給与の引き上げがどういふことになるのかということではございしますが、掛け金と給付、これが基礎にきてまいてまいりますので、標準給与が上がれば当然それだけ給付は厚くなる。一方、上がればそれだけ掛け金が高くなるという面もございしますけれども、標準給与というものは掛け金と給付の両面に使われるわけではございしますから、両面への影響がある、こういうことに相なるわけではございします。

○塩出啓典君 しかし、それはあれじゃやないんでしょ。たとえば十八万五千円よりもたくさん標準給与の人の場合に当てはまるわけであつて、大体平均は五万一千円ですか、そういう人たちが一番多いわけですから、そういう人たちは別に関係がないわけですね。別に年金がふえるわけでもないわけですね。そう考へていいわけですね。

○政府委員(内村良英君) 上限、下限と関係のないところにいる方々に限りましては別に関係がないわけではございします。

○塩出啓典君 そうしますと、これは総理府社会保障制度審議会の意見ですが、これによりまして、「今回、厚生年金が大幅に改善される結果、本制度の年金受給者が著しく不利になるおそれがある。」、こういうことをいつておられるわけでありまして、これは結局、最初話したように、厚生年金から農林年金が独立したというふうな点から考へても、やっぱり農林年金のほうが厚生年金よりも一歩前進していかなければならぬ。それがよくれをとるといふことは結局よろしくないと思ふんですけれども、これについてはどう考へておりますか。

○政府委員(内村良英君) 厚生年金が五万円年金というところで、非常に給付の充実に向かつていて、これは御説のとおりでございします。しかしながら、先生御承知のとおり、厚生年金と農林年金ではその内容において制度の仕組みが違つております。したがつて、単純な比較は困難でございしますが、これらの制度の相違点というものを考へて計算い

たしますと、なお農林年金の給付のほうが厚生年金の給付よりも高いということにはなつております。ただ問題なのは、厚生年金にはいわゆる定額部分と報酬比例部分とございします。したがいまし、社会保障的な色彩は厚生年金のほうが濃いつてございします。

そこで、給与の低い人たちにいつて計算してみますと、今度の厚生年金の改定によりまして厚生年金のほうに有利だといふやうな計算が出てきております。具体的に申しますと、単年度で単純に計算いたしますと、八万一千二百八十五円というのが境になりまして、それより下の人は厚生年金が有利であり、上の人は農林年金が有利であるといふことになりまして、ただ制度の違いがありまして、余命年数を加味して比較いたしますと、要するに五十五歳と六十歳の給与のスタートの違いがございしますから、そういうことを加味して計算いたしますと、五万七千三百八十八円がその分岐点になるわけではございします。それから、金利を五・五%でみまして年金現価を加味してみますと四万一千九百九十一円が境になるといふことで、現実の場合にはどつちで考へるかといふことにつきましては、制度の違いから考へ方の違いが出てくるわけではございしますが、いずれにいたしましても、今般の厚生年金の改正によりまして、下の人にとつては厚生年金が有利であるといふことが出てきておることは事実でございします。そこで、この問題につきましましては、今後、他の共済年金もみんな関係があるわけではございしますが、われわれといたしましては、他の共済制度にも共通の問題として、厚生年金の改善に関連する問題について、今後共済年金をどうするかといふことについては検討を進めなきやならぬといふことで、私どももいたしましては、特に同じグループに属しております私学共済というのがあるものでございしますから、文部省あるいは地方公務員共済の所管をしておる自治省とかいふところと十分連絡をとりまして、今後、共済年金の制度の改善・拡充といふものにつとめなければならぬといふふうに考へてい

るわけでございます。

○塩出啓典君 いま、給料の安い場合は厚生年金のほうが有利、それから高い場合は農林年金のほうが有利だと。その分岐点が八万一千円とか、あるいは五万七千円とか、四万何ぼとか、そのあたりは私よくわからない、どういふ計算になるのか。しかし、まあまん中をとりまして五万七千三百八円としても、この資料によりまして、いわゆる農林漁業団体職員共済組合の昭和四十六年度の平均報酬月額が五万一千四百三十六円であると。そういうことになりましたと、大半の人が、結局、まあ一番最後の四万何ぼであれば別としても、まん中の五万七千円をとりました場合でも、大半の人が厚生年金のほうが有利ということであれば、じゃあ一体この農林年金というのは大半のそういう農協で働いている職員のための年金ではなしに、一部のそういう最高幹部の、月給をたくさんもらっている人の農林年金じゃないか。そうなる、と、その農林年金の意図するものが非常に私は違つた方向にいつているんじゃないか。そういう点から、やっぱりもう少し、むしろ上のほうよりも下のほうにとつてやっぱり厚生年金よりも農林年金のほうがいいんだと、そういうふうに改善をしないかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(内村良英君) 私ども先生のお説のとおりと考えているわけでございます。そこで、御承知のとおり、国家公務員、地方公務員、公企業、私学、農林年金、さらに公企業の中はいろいろ分かれておるわけでございますが、そういったものが国全体の共済年金制度の問題としてその問題は取り組んでいかなきゃならぬ問題でございます。農林省といつても、関係の方面と連絡をとりながらこれについては真剣に取り組まなきゃならぬというふうに考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 ひとつ農林大臣、いまも私学共済等と一緒にやっていくという、そういうお話でありますけれども、私はこの農林年金というのは、

事、食糧に関する問題ですから、これはもう、ほかの大学というのとはたくさん——まあ大学を別に無視するわけじゃありませんけれども、やはり農林年金というものは、やはりいま農業そのものが一つのやっぱり大きな重大な局面を迎えているんですから、そういう点考へるならば、ほかのそういう私学共済等とはこれは別個にやっぱり抜本的な対策を考へていかないと、まあ厚生年金、国民年金の対策が発表されて、これは決して、われわれは内容においては非常にまやかしてあると、そのように思つておりますけれども、しかし、政府が国民にPRするためにそういうものを考へ出したその意欲は多とするわけで、まあそれ以上のやっぱり意欲でこの農林年金に取り組んでもらわないと。その抜本対策がやはり一歩おくれたというところは、私は非常に農林年金の関係者の人たちに對して農林省としてもこれは反省をしなければならぬと思つておる。そういう点で、農林大臣としては、特にこの農林年金については抜本的なやはり対策を、改正をひとつやつてもらいたい、このことを要望するわけです。

○国務大臣(櫻内義雄君) この私学共済等の関係は年金調整会議の一つのグループとして検討されておる点から申し上げておるわけでございますが、農林年金は農林年金として、また農林省は農林省の独自の見解で改正すべきところは改正していくと。これは、基本的には私は御質問の御趣旨について別段の異論はございません。そのほうがより好ましいと思つておる。それから、年金調整会議で三つぐらいにグループを分けて検討しておると、こういうことで、まあ、それはそれとして尊重してまいりたい、こういう考えでございます。

○塩出啓典君 それから次に、いわゆる既裁定年金の額について、いわゆる四十六年三月末日までに生じたものは二・三・四％、それから四十六年四月からあとは一・〇・五％それぞれ増額をします。この二・三・四％それから一・〇・五％、これはどういう根拠によるのか。このように二段に差をつけた理由は何か。

○政府委員(内村良英君) 公務員のベースアップの数字を基準としてやつたわけでございます。そこで、二年分を一ぺんに取り返すという関係になつておりますので——要するに二年間を一ぺんで取り返しているわけでございますから、あとの一年分につきましては給付発生の理由が生じたときにまだ組合員でなかつた人については一年分、こういうことになつておるわけでございます。

○塩出啓典君 そうしますと、四十六年三月末が二・三・四％ならば、その前の四十五年三月末は三年分と。その前は四年分というように、それを四十六年三月末までは、一応それまでそれぞれ上がつてきているわけだから、それで全部一律にしたと。それで、四十六年四月以降の分については、その既裁定年金というのは全然値上げがそれから以後なされてなかつた、そういうことなんですね、これは——わかりました。

それで、国民年金あるいは厚生年金等は、いわゆる物価によるスライド制という改正案が出されておるわけでありまして、農林年金においてはそういうスライド制が入つていない。私たちは、やはり、賃金によるスライド制をやるべきである、という主張でありますけれども、いずれにしても、スライド制というものが全然入っていないことはやはり一歩おくれでおるわけなんですけれども、これはどういふわけでおるのか。やっぱり、金よりも一歩おくれをとつておるのか。やっぱり、将来は賃金によるスライド制、これが当然じゃないかと思つておるのか、その見通しはどうですか。

○政府委員(内村良英君) 厚生年金はすでに物価によるスライド制を打ち出したのでございまして、共済年金につきましても、やはり、将来の方角としては当然スライド制に持つていかなきゃならぬというふうに考えておるわけでございます。

そこで、スライド制をとる場合に、ただいま先生から御指摘がございましたように、賃金をとるか物価をとるか、あるいは両方平均してとるか、いろいろなやり方の問題があるわけでございます。そこで、現実問題といたしましては、四十八年からの既裁定年金額の改定につきましては、国家公務員の賃金のアップ、すなわち賃金をとつてやつてきておるわけでございます。そこで一つの制度として確立する場合に、一体どつちでいったらいいかということにつきましては、いま公的年金連絡会議でやつておりました、先ほど大臣からも御答弁がございましたが、私どもも、去年も文部省と、ことしになりましたが、一応話をしているというところでございますが、まだ結論を得るに至つていないというところでございます。ただ、四十七年までは物価と公務員のベースアップと両方とつていたのが、四十八年は公務員のベースアップだけになったというところから、大体いかなる方向に向かつていくかということにつきましては御察察いただけるのではないかと、思つておるわけでございます。

○塩出啓典君 まあひとつ、せっかく一歩前進したんですから、それがまたあとへ戻るようであれば、これはむしろ喜ばしておいて、あとで悲しませるわけですから、非常に悪いわけであつて、せっかくこういう賃金にスライドするという考え方できた以上は、これを後退させようであつてはこれはもう非常に重大問題になると思つておる。そういう点はひとつ早く制度化をするように、これを要望しておきます。

それから、いわゆる最低保障額の引き上げの問題です。それで、午前中の質疑におきまして、いわゆる新法と旧法の問題です。この新法と旧法においては仕組みが違つたんだと、そういうわけで、今回は旧法のはうはそのままになつたわけでありまして、新法と旧法による現在すでに年金を受けている人の数というのは大体どのくらいいるのか、それをちよつと教えてもらいたい。

○政府委員(内村良英君) 既裁定年金者でございますが、退職年金が二万三千七百九十七人、障害年金が八百五十二人、遺族年金が五千九百四十一人、

ざいます、昨年の掛け金率は千分の二十八程度で済むわけでございます。これは現在の掛け金に比較いたしまして大幅に下がるわけであります。ところが、年金者の増加等に伴って次第に大きくなりまして、昭和五十七年、これは現在の制度そのままにして計算いたしますと負担が千分の七十二になります。さらに十年後の昭和六十六年には千分の百二十八になります、その後千分の三百くらいまで掛け金が上がってしまうことになるわけでございます。すなわち、賦課方式というのは、申し上げるまでもなく、そのとき働いていられる人たちがそのときの年金受給者たちを養っていくという制度でございますから、人口が老齢化していくということになり、若い人間が減ってくれば、それだけその者に、後代に対する負担がよいかかってくるというような関係に相なるわけでございます。まあただいま数字を申し上げましたように、われわれといたしましても検討はしております。しかしながら、賦課方式でいけばこのような数字になるという現実がございますので、そういうことも考えながら、農林年金の長期的な財政方式というものを考えていかなければならないというふうに考えているわけでございます。

○塚田大願君 今回の改正案につきましては、だいたい質疑も進みましたので、私はいわば中心の問題点について二、三質問したいと思ひます。申し上げるまでもなく、今日社会福祉の充実というのは国家的な課題でありまして、であればこそ、これは年金の年だとすと言われ、あるいは五万円年金というものが盛んに政府筋から喧伝をされると、こういう状態であつたと思うのであります。今回の改正案の最大の柱は、何と言つてもこの給付内容の改善の中で、特に安心して老後が送れるという意味で、退職年金の最低保障額の引き上げ、これがやはり今回の改正案の一番大きな柱ではないかと私は考えるわけであります。

この点につきましては、いまも申し上げましたように、国民あるいは農業関係者は非常に大きな期待を持っておつたわけでございますけれども、

結果から見ますと、確かに農林年金の場合、倍以上の伸びは出ております。つまり、十五万円から三十二万六千六百円でありまして、そういう点では確かに数字的には伸びましたけれども、しかし基本的には年金という観点から考へてみましたときに、はたしてこれで老後の生活が保障されるかどうかという問題であります。私も、農林省の皆さんがいろいろ努力されていられることも知っておりますけれども、はたしてこの最低保障額が三十二万六千六百円に伸びたといつても、この程度ではたして老後の生活が保障されるかどうかという問題をやはり重視する必要があると思つておるわけであります。

そこで、お伺いしたいのでありますけれども、退職年金の最低保障額についての考え方でありまして、とにかく二十年も働いて、ほかに就職しなくても、これで生活ができるというふうに農林省としてはお考えなのかどうか、この点をまず第一にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 今回、退職年金の最低保障額を三十二万六千六百円、これは国会での修正で最終的になつたわけでございますが、これをもつて老後の生活を全部をまかなわなければならぬのかどうか、こういう点になりますと、この共済組合における年金を受けている場合です、年金以外の収入とか、資産の有無というように、年金以外の収入と、この退職年金がある、こういうもの、こういうものは全然関係なく、生活のささえの一つとしてこの退職年金がある、こういうふうな見地に立つてまいつておると思つたのであります。これをもちつたたとえば最低生活の保障である生活保護をやるんだというふうなことはいささか趣を異にしておると思ひます。したがつて、野党の皆さん方の修正という御意見を考へましても、たしか月四万円のお考えを提示されたと思つたのであります。私はその受けとめ方としては、この退職年金が全く老後の生活維持をそれだけでしなすやならないということでない。まあこゝとばかり十分でございますが、生活のささえの一部が中心をなす、こういうふうなふうに受けとめ

ておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○塚田大願君 いまも大臣おっしゃいましたが、労働組合あるいは私も野党といたしましては、月最低四万円がもう限度だ、いまの物価やその他の関係から見ましてぎりぎりの線だと、まあそういう観点で月最低四万円という数字が出ておるわけでありまして、いまの大臣のお答えをお聞きしますと、必ずしもこの年金は、それですべて老後をまかなうというふうな性質のものでない。こうおっしゃるわけですが、では一体ほかになつておるのか、どうもその辺がすっきりしないのであります。たとえばの話でけつこうでございますから、せひひとつその三十二万六千六百円ぐらいで生活費の何％ぐらいがまかなえるのか。そうするとその残りの、同じぐらいの金額になろうかと思つたのですけれども、それは一体どういう形で保障されるとお考えなのか、もうちょっとその辺を具体的に教えていただきたいと思つたのであります。

○国務大臣(櫻内義雄君) これは掛け金を拠出額、国の助成によつて農林年金制度が確立されておるその場合に、老後の一切のことをまかなう、最低生活という生活保障、これを中心にして考へてまいりますならば、掛け金にしても、あるいは国の助成にしても、おのずから考へを変えていかなければならないと思つたのであります。そこで、現在の農林年金制度というものが、先ほど申し上げたように、生活のささえになるものではあるけれども、一切をまかなうというふうな思想の上に立つておるのではないんじゃないか。他にある程度の収入を得られる方もありまして、あるいは何らかの資産を持つておる場合もございまして、その資産の運用による収入もあるのではないかと。まあそういうふうなものが、この農林年金制度の上においては、ある程度頭のすみに置かれてつこの制度というものがつくられておるのではないかと、こういうことを申し上げておるのであつ

て、もし全くそういうものもなく、そしてこの制度によつて一切をまかなわなければならないということになると、この制度に対する考え方というものをもう少し考へていかなければならない。したがつて、その場合はそれぞれの個々の方々の負担増ははからなければならない。まあ現状においては、この程度で生活のささえのある部分をなすようになっておるのではないかと御説明を申し上げておるわけであります。

○塚田大願君 その辺やはり大臣と私どもの年金制度というものの対する考え方、相違があるように思ふわけであります。大臣に言わせれば、年金をふやすためには掛け金もふやさなければいけないのだとかいふふうな考へてございしますが、私も言ひませう、これはやはり社会保障なんでありまして、決して本人の負担によつて老後をまかなうというのではなくて、やはりこれは社会として、長年働いた労働者に対して報いていくという、いわば社会保障的な根本理念から私どもは申し上げておるわけであります。その点になりますと、だいたい根本問題になりますので、これはわれわれももちろんこの年金制度を根本的に改正するところにはやはり来ているのではないかと。これはいろいろな年金制度がございまして、それにはもういろいろな矛盾が出ておる。しかし、今日国家的な問題として提起されておる、いわゆる五万円年金なる厚生年金の場合でありまして、それが、老後を保障するという、そういうたてまえをとつておると思つたのであります。もちろん現実と政府の提案は、だいたいその理念から離れておるものでありますけれども、しかしその考え方私は私は当然考へるべきだし、そうしなければならぬと考へるわけであります。その点で農林年金の場合でも私は根本的に考へるところに来ておるといふふうに考へますし、いままでの論議も、かなりそういう点でいろいろ問題が提起されてきておると思つたのであります。

とにかくそういう制度上、理論上の問題は別と

いたしまして、いまの農村の実態を見ましたときに、これはもうこまかく申し上げなくても農林省よく御存じだろうと思うのでありますけれども、農村でいまお年寄りやなにかの生活環境がどうなっているか。特に最近老人の自殺というのが非常にふえているわけでありまして、特に日本はそういう点では世界第一位を占めているという、まことに不名誉な状態であることは、大臣もよく御存じだろうと思ひますし、そういう点から見ましても、やはり私も主張しております月最低四万円というのは、決して不当なものではないのではないかと、決して不当なものではないです。

そこでもう一回大臣にお聞きしたいのですが、大臣のお考えでいきますと、月四万円のこの最低の年金というのは何か不当なものだということにお考えなのかどうか、現実問題として、そこまでやりたいけれどもやれないのか。それとも、こういう要求というのは、農林省としては不当だということをお考えなのか、その点あらためてひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私は、せっかくの御提案がなされておるものを、当を得ないとか、不当であるとか、まあそういうような見方はいたしておりません。いまの御質問の中にもありましたように、各種の共済制度、年金を見まして、いずれも十分であるかないか、こういうことになっていきますれば、まだ考えなきゃならない点が多々あると思ふのであります。まあこういう場合に国が全部見ていく、こういうことはもう言うまでもないことであります。それは税金に財源を求めていく、それが中心になると思ふんですね。しかし、まあ相互扶助の上からかけ金をどの程度とっていくかと、まあいまの各種の制度を見ると、かけ金もと、またその足らざることを国庫補助で補っていく。ただいまの御質問の御趣旨から言え

ば、もう国庫補助を十分に、しかも、その生活保障のできるところまで一気に持っていくのはいいんではないかと、これはわれわれとしても理想としてはそういう方向は好ましいことだと思ひ

うんであります。お話のとおり、各種の共済制度があるという現実からいたしまして、しかも、過去の経緯をごらんいただきますならば、それその制度を逐次改善しながら、そうして理想に近づけておると、そういう過程にある問題ではないかと思ふのであります。したがって、いまの農林年金制度がどういう位置にあるかということについては、先ほど来申し上げたようなこととは十分でないが生活の一部の支えと考えると、まあこういうふうにご説明を申し上げたわけでございますが、これからの制度が今後拡充をされ、しかも、加入者の負担があまり過重にならずして理想に近づくということは好ましい姿だと思ひます。

○塚田大願君 大臣のお考えも大体わかりました。まあ理想とおっしゃったけれども、これは理想というよりも私は、もう現実的な課題としていま問題が提起されているのではないかと、思ふんです。これはもう諸外国の例を見ましても、その点ではもう非常に明確でございます。フランスやスウェーデン、イタリー、イギリスなどを見ましても、もうとても日本なんかの比ではないのであります。大臣も外国へはよく御存じだらうと思ふから、その辺のことはよく御存じだらうと思ふのであります。そういう意味では私は単なるもう理想論ではなくして、やはり現実的な施策の問題として、今日の課題として、私は政府は取り組んでいただく必要があるというふうにご考えているわけでありまして、

そこで釈迦に説法でありますけれども、憲法第二十五条では、すべての国民は健康で文化的な生活を、最低限度の生活を営む権利が保障されておるわけでありまして、さらには、国際的な舞台におきましても、たとえば一九六一年十二月にモスクワで開かれた第五回世界労働組合大会で採択されました社会保障憲章というのがござい

ます。この社会保障憲章では、「身体障害者および労働年金の最低基本率は、じつさに得ていた賃金にしたがって定められ、この額はその労働者に対して、正常な生活手段を保障し、年金受給者とその家族が通常の生活水準を維持できるものでなければならぬ」と、まあこういうふうなうたっておるわけでありまして、これが今日のいわば年金の給付水準を示した国際的な基準ではないかというふうにご考えているわけでありまして、その意味でこの問題というのは、今日非常に重大な問題でありまして、一農林年金の問題だけではない、いままでもの年金行政、あるいは制度というものが、あまりにも粗末だったというだけのことではないかと私は考えるわけでありまして、ですから、年三十二万円ではたして老後の生活が送れるのかどうかというのを、もう一度私もこの時点でご考慮する必要があると思つたわけであり

ます。それで、いろいろ大臣にも御注文を申し上げたわけでありまして、この点で、いままでも大臣の御答弁では私も理解いたしましたけれども、今後やはり抜本的にはどのように生活保障、最低の生活保障をする、そういう立場でこの四十九年度の――いま概算要求も出ていると思ふわけでありま

すけれども、四十九年度の予算におきましては、ひとつもつと大幅な引き上げをしていただきたいと思ふのであります。そういう御意思がござるかどうかが、この点をひとつ伺いたいと思ひま

す。○政府委員(内村良英君) 現実問題といたしまして、この最低保障額は、厚生年金制度における基本年金額と加算金額に由来いたしましてその最低額をとつたわけでございます。そこで、厚生年金の給付が非常に拡充されて、それに伴つてま

あ他の年金制度の最低保障額も増額になったというところでございまして。バランスの問題をまた申し上げることになりますけれども、こういった一つの年金制度というものにつきましても、やはり財政負担をいたします以上、一つのバランスがございまして、他の年金とも十分相談しながらこの面の充実にはつとめなければならぬというふうにご考えております。

○塚田大願君 いや、ついでに局長にお伺いしたいのですけれども、この最低保障額の対象となるのは、年金受給者の全体の何割ぐらいに、何%になるか、それをちよつと教えていただきたいと思ふのです。

○政府委員(内村良英君) 六二%になるわけでございます。○塚田大願君 まあ六二%、つまり六割以上の方がこの最低保障額の対象であるということとは一体どういう意味を持つのか。私は、やはりこれは一つには、先ほどからも出ましたけれども、賃金水準が非常に低いということ、それから同時に、今後この最低保障額の引き上げが実に切実な問題だということの意味しているのじやないかと思ふのですが、その辺の問題についてはどういうふう

に理解されておりますか。○政府委員(内村良英君) その点につきましては先生御指摘のとおりでございます。やはり農林年金が一番最低保障の該当者の率が多いのではないかと、そのこと自体は、やはりもとにさかのぼって、在職時代の給与が安かったということでございます。そこで、やめてから今度は最低保障が六割もあるということは、この最低保障額というのは非常に重要な意味を持つてくるということはお察しのとおりでございます。先ほど申し上げましたけれども、そういう面の制度の充実についても、われわれは大いに力をいたさなければならぬというふうにご考えておるわけでございます。

○塚田大願君 では次に、年金の財源問題について御質問申し上げたいと思ふのですが、いつも給付内容が改善されますと、一緒に組合員の掛け金

負担が大きくなってくる。これが問題を繰り返して見られるわけですが、今回の最低保障額の引き上げ、あるいは既裁定年金額の引き上げなどの改正によりまして、当然この財源率も上昇すると思うわけでありまして。現に他の共済よりも高い掛け金負担率となっております農林年金の実態から見ますと、これはやはり私は、国庫補助の問題以外に解決の道はないのではないかとこのように考えるわけですが。実はこの問題というのは、毎年改正案のたびごとに議論されてまいりまして、昨年にも二%アップされました、一六%から一八%になりました。が、この点でやはり思い切った措置をとらせないと、結局は社会保障としての年金の役割りを十分に果たし得ないことになるのではないかと、このようにふに考えるわけでありまして、この辺について、もう一度ひとつ農林省の見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 先ほど堀田先生の御質問に御答弁申し上げましたとおり、四十八年度の年金改定によりまして、これによる年金財政への影響は千分の四・五八でございます。そこで当面は、これを整理資源の中に入れて処理しておりますから、掛け金を上げなければならぬという問題にはならないわけでありまして、次の料率改定につきましては、この処理が問題になるわけでございます。

御承知のとおり年金経理につきましては、保険料の計算は数理的保険料と整理資源率というものが成り立つわけでございますが、今度の計算でいろいろ与件がまた変わりますから、数理的保険料がどうなるかということはまだ私もつまびらかにしておりません。それから整理資源がこういった制度の改正によってふえるのは、これは避けられないところでございます。そういった状況を、数字が出てまいりましたらよく勘案いたしまして、先般の料率改正に対応したと同じように、精神としては組合員の掛け金負担がふえないような形で処理したいというふうに考えているわけでございます。処理のしかたにつきましては、これ

は年金自体がどう負担するか、利差益の問題をどう見るか、あるいは国庫負担につきましては財源調整率の考え方をどうするか、いろいろな問題があるわけでございますけれども、そういったことを十分勘案いたしまして、次の料率改定期の際には組合員の掛け金負担が上からぬという精神で対処したいというふうに考えているわけでございます。

○塚田大願君 実は昨年、当農林水産委員会におきまして、やはり農林年金の改正案が提案されました。質疑が行なわれました。その際、私は、厚生年金並みの国庫補助を、二〇%にしたかどうか、という提案に対しまして、内村局長は、先ほどの答弁でもありましたけれども、とにかく農林共済と厚生年金とは、制度が違ふんだと言われました。違ふから、しかたがないんだと言われたわけですが、けれども、その際、私も強調いたしました。本来、給付水準にアンバランスがあつてはいけません。しかし国庫補助の問題というのは、それは関係なく、組合員の負担能力から判断すべき性格のものではないかと、これが社会保障としての年金のありべき姿ではないかと、こういう質問をしたわけでありまして、けれども、今日、厚生年金の給付水準は、先ほどもお話がありましたように、引き上げられまして、厚生年金と農林年金の格差というものはかなりなくなつていゝと思ふわけでありまして、だとすれば、昨年の政府の説明だと、制度が違ふんだと、だいたい厚生年金は給付が低いんだからと、こつこつとやつたのですが、いまの段階で考えてみますと、非常に厚生年金と農林年金の格差がなくなつてきたわけでありまして、厚生年金並みに国庫補助を引き上げて決しておかしくないのではないかと、このように考えますが、この辺はどういうことになりましょうか。

○政府委員(内村良英君) 厚生年金の給付が改善されました、農林年金との格差が縮まってきたことは、これは事実でございます。ただ、私どもが数理的に計算いたしますと、なお農林年金の給付のほうがよろしいという数字になるわけでございます。

ます。さらに、先ほど来申し上げておりますけれども、制度の違い等を考慮すると、決して農林年金は厚生年金に劣つていないというふうに考えられます。それから共済年金の中にも、国家公務員、地方公務員、公企業、これは一五%でございます、国庫負担が、私学と農林が一八%ということで、共済年金の中にもまたいろいろなバランス問題がございます。そこで、処理のしかたをいたしまして、私どももいたしまして、極力この負担を上げたというところで、四十九年度におきまして、これから大蔵省に要求するわけでございますけれども、二〇%ということをお願いしたいと思ひます。先ほど大臣からも御答弁ございましたように、これを重視して一生懸命やりたい、こう思つております。一方また、財源調整費というものが農林年金にはございますので、そういったものの活用等もまた、場合によつては考えなきやならぬいんじやないかということも考えておりました、いすれにいたしまして、次の料率改定の際には、極力その組合員の負担が重くならないということをやりたいというふうに考えているわけでございます。

○塚田大願君 農林省としては、組合員の負担を極力ふやさないように努力するということはお話是非常にけっこうだと思ふわけでありまして、ぜひそうあつてほしいと思ふのでありますけれども、私どもが今回の国庫負担の引き上げの問題を提起しておりますのは、単にほかの、他の年金制度とのバランスとか何とかという狭い視点から問題にしているのではないのでありまして、たとえば国庫負担三〇%にせよというふうに言つておりますし、また労働者と経営者の保険料負担割合を三対七にしよというふうなことを主張しておりますのは、やはり、本来年金というものが、最初に論議いたしましたように、労働者の老後の保障は社会的国家的に保障されるべきものだという観点から申し上げているわけでありまして、つまり国家と経営者が負担すべきものである。国と経営者が負担すべきものが年金の本来の精神である、こういう点

から申し上げているわけでございます。そこで、先ほど経営者と労働者の負担の問題につきましても、農林省から半々というのがいわば一つの原則だと、五〇、五〇というのが一つの原則だというふうにおっしゃいましたけれども、私はこういうパターンを、やはり破らなければならぬ年金制度の確立というものは生まれないのではないかと、そういう意味では、国の補助という場合でも、いわばつけ足しみたいな考え方、あるいはそういう発想というものをやはり転換しなければ、私は、今日の社会的な要請にこたえていけないのではないかと。先ほど話も出しましたが、日本の農業の発展という点から見ても、そうでございます。そういう社会的な観点から見ても、私は、そういう発想の転換がいま必要なんだと、そういう意味でいろいろ数字の問題はございませうけれども、やはり、そういうものの考え方、転換、これが非常に重要になつてきていると思ふので、その辺は農林省としても、あるいは大臣としても、十分、頭の中におありのことだと考えてはおりますけれども、ひとつ、そういう点で積極的な、前向きな姿勢でこの農林年金に対処していただきたい。この点を最後に大臣にお伺ひしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(櫻内義雄君) ただいまの御質問の趣旨につきましては、農林省の立場、あるいは現在の農村や農業の現状からいたしまして、そういう方向でものを考えるというところにつきましては、私も真剣に検討をしてみたいと思ふのであります。ただ、農林年金制度とともに、私立学校の共済制度、国家公務員共済制度、地方公務員、公企業、まあいろいろございます。そうしますと、私が農林行政の立場からひとつ離れて、関係の一員として考える場合に、やはり全体の関係、これを全然無視していくというわけにはまいらない立場であるということも御了解をいただきたいと思ひます。また、経営者との負担の割合、これは野党の皆さん方の三対七の割合について理解は

できまするけれども、現に、この農林年金制度の最も基本になる給与という問題が非常に他の場合と比較して低いのではないかと。それは農協などの経営の実態が十分でない、こういう現状におかれておるのでございいますので、その際、他の制度が五対五でいっている場合に、農協団体はもう三対七でいけるんだというところは、なかなか、私としては踏み切りがたい点があることを御了承いただきたいと思います。

しかし、まあいろいろと申し上げて、うしろ向きへ、うしろ向きへと持っていくことは前進がないのでありまして、最初にお答え申し上げたように、御指摘の方向というものについては私も理解は持っております、こういうことで御了承いただきたいと思ひます。

○委員長(亀井善彰君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(亀井善彰君) この際、参考人の出席要求についておはかりをいたします。

本案審査のため、千葉商科大学教授松本浩太郎君及び農業者年金基金の役員を参考人として出席を求め、意見を聴取することとし、その取り扱いは委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十五分散会

七月十三日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、造林の抜本策確立に関する請願(第三六九五号)(第三六九六号)(第三六九七号)(第三七二九号)(第三七五三三号)(第三七五四号)(第三七六三三号)(第三七九〇号)
- 一、農業経営安定の基本政策の樹立と昭和四十八年産米価格の引上げに関する請願(第三七

一一号)

一、「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願(第三七五二二号)(第三八二八号)

一、昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(第三七九一〇号)(第三八二四号)(第三八二五号)(第三八四九号)(第三八五〇号)

一、は場整備事業の通年施行に伴う生産補償制度確立に関する請願(第三八〇九号)

第三六九五号 昭和四十八年六月二十九日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 奈良県吉野郡吉野町大字柳一、三七六ノ二中電門森林組合長 中谷又左衛門

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三六九六号 昭和四十八年六月二十九日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 熊本県球磨郡相良村大字深水二、五〇九相良村森林組合長 矢上昭次郎外十七名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三六九七号 昭和四十八年六月二十九日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 徳島県三好郡西祖谷山村字一字三五八ノ七西祖谷山村森林組合長 南利雄

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三七二九号 昭和四十八年六月三十日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 徳島県三好郡三加茂町加茂三、三三六ノ一三加茂町森林組合長 川原兼助

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三七五三三号 昭和四十八年七月二日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡松元町上谷口八九七松元町森林組合長 東純男

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三七五四号 昭和四十八年七月二日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇鳴門市森林組合長 上原安兵衛

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三七六三三号 昭和四十八年七月二日受理
造林の抜本策確立に関する請願(二十通)

請願者 北海道標津郡中標津町東六条南三ノ一六中標津町森林組合長 尾崎豊外十九名

紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三七九〇号 昭和四十八年七月三日受理
造林の抜本策確立に関する請願

請願者 奈良県吉野郡下市町下市町森林組合長 木村鷹之助

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二五一三三号と同じである。

第三七一〇号 昭和四十八年六月三十日受理
農業経営安定の基本政策の樹立と昭和四十八年産米価格の引上げに関する請願

請願者 福島県五老内町三ノ一福島市議会議長 山田幸一

紹介議員 鈴木 省吾君

農業を、わが国の基幹産業として位置づけ、安心して農業経営をなす得るよう基本政策を樹立するとともに、当面する左記事項の実現を図りたい。

一、昭和四十八年産米の政府買入価格は、食糧管理法第三条第二項に基づき再生産を確保できる価格とすること。

二、食糧管理法を堅持するとともに米の買入制限を撤廃し、国民に不安のない食糧供給制度を確立すること。

三、消費者米価については、現行米価を堅持すること。

四、は場整備事業の通年施行に伴う生産補償制度を確立すること。

理由 農業の構造を改善し、他産業との経済的、社会的地位の均衡をはかり、自立経営農家の育成をめざした農業基本法の制定にたいし、すでに十数年をへたが、その成果ははなはだ不十分であり、近年著しい生産資材の高騰、農産物価格の不安定、農産物の輸入自由化等による農家収入の低減は、農家の生産意欲を阻害し、食糧自給度は年々低下をきたしている。加うるに世界的な食糧事情の急激化は食糧需給をひつ追させ、わが国においてもまた食糧の安定確保が重大な問題となっている。

第三七五二二号 昭和四十八年七月二日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願

請願者 福井県大野市金山五ノ二 中村宮治外二百七十一名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三八二八号 昭和四十八年七月四日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願(一通)

請願者 滋賀県大津市木ノ岡町一〇三 小山秀和外百三十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三七九号 昭和四十八年七月三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(六通)

請願者 宮城県亘理郡山元町山寺字泥沼二
岩佐尊男外五千三百五十名

紹介議員 戸田 菊雄君

昭和四十八年産米の政府買入価格は、米の生
産と消費の増減に反比例して、左記事項の
実現を図らねばならぬ。

一、昭和四十八年産米の政府買入価格は、米の生
産と消費の増減に反比例して、左記事項の
実現を図らねばならぬ。

二、食糧管理制度を堅持し、米の買入制限の撤廃
と備蓄制度の確立を図ること。

三、農業を国の基幹産業として位置づけ、これ以
上の農産物の輸入自由化は実施せず、食糧自
給度向上のため、農業・農村への面的な財政
投融資を行ない、国民食糧の安定確保を図るこ
と。

理由

農業の構造を改善し、農業者と他産業従事者との
生活水準の均衡確保をめざした農業基本法成立以
来十数年がたつているが、政府の施策が不十分な
ため、農業の構造改善は容易に進まず、農業従
業は大幅にふえ、生産資材の値上がり農産物価格
の不安定により農業経営は苦しくなっている。

また、農畜産物の輸入自由化推進や農業の低収益
性によつて、農家の生産意欲は減退し、食糧自給度
は年々低下している現状である。加えて、世界的
な異常気象による穀物不作は、食糧需給をひつ追
させ、国民食糧の安定確保が大きな問題となつて
いる。

かかる農業危機を突破し、安心して農業生産がで
きる政策を確立することが必要である。

第三八二四号 昭和四十八年七月四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(二通)

請願者 宮城県栗原郡鶯沢町字南郷木瀬田
四二 鈴木金男外二千四百六十九

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八二五号 昭和四十八年七月四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(六通)

請願者 宮城県黒川郡富谷町富谷字西沢一
三 富谷町農業協同組合内 大重雄
建外三千九百九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八四九号 昭和四十八年七月五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(二通)

請願者 宮城県古川市石森字北西原三一
門間忠雄外四千四百六十七名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八五〇号 昭和四十八年七月五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(三通)

請願者 宮城県栗原郡栗駒町沼倉字栗駒二
四 千葉敬治外五千八百八十四名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九号と同じである。

第三八〇九号 昭和四十八年七月四日受理

ほ場整備事業の通年施行に伴う生産補償制度確立
に関する請願

請願者 福島県安達郡東和町針道字町九東
和町議会議長 佐久間一

紹介議員 鈴木 省吾君

ほ場整備事業を強力に推進するため、昭和四十八
年度まで活用してきた休耕奨励補助金制度と同様
の措置を講じ、ほ場整備事業の通年施行に伴う生
産補償制度を確立されたい。

理由

特に積雪寒冷地帯では、通年施行の制度を求めて
きたところ、昭和四十五年米の生産調整実施以来
通年施行が休耕補償の対象とされ、結果的には要
求の一端が満たされたとともに事業推進の実をあ
げてきたが、昭和四十九年度以降の休耕補償の打
切りの予測は、ほ場整備事業への意欲をかき消し
その推進に重大な影響を与えることが明白であ
る。

七月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、日高総合畜産研究所の設置に関する請願(第
三八九二号)

一、昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上
げ等に関する請願(第三八四九号)(第三八四九
九号)(第三八五〇号)(第三八五〇五号)(第三八
五〇九号)(第三八五一一号)(第三八五二五号)(第三
八五三〇号)(第三八五三九号)(第三八五四九号)(第三
八五五九号)(第三八五七九号)(第三八五八九号)(第三
八六〇九号)(第三八六二九号)(第三八六四九号)(第三
八六五九号)(第三八六七九号)(第三八六八九号)(第三
八七〇九号)(第三八七二九号)(第三八七四九号)(第三
八七五九号)(第三八七八九号)(第三八七九九号)(第三
八八〇九号)(第三八八二九号)(第三八八四九号)(第三
八八五九号)(第三八八七九号)(第三八八九九号)(第三
八九〇九号)(第三八九二九号)(第三八九四九号)(第三
八九五九号)(第三八九七九号)(第三八九八九号)(第三
九〇〇九号)(第三九〇二九号)(第三九〇四九号)(第三
九〇五九号)(第三九〇七九号)(第三九〇八九号)(第三
九一一九号)(第三九一三九号)(第三九一五九号)(第三
九一六九号)(第三九一七九号)(第三九一九九号)(第三
九二〇九号)(第三九二二九号)(第三九二四九号)(第三
九二五九号)(第三九二七九号)(第三九二八九号)(第三
九三〇九号)(第三九三二九号)(第三九三四九号)(第三
九三五九号)(第三九三六九号)(第三九三八九号)(第三
九三九九号)(第三九四〇九号)(第三九四二九号)(第三
九四三九号)(第三九四四九号)(第三九四五九号)(第三
九四六九号)(第三九四七九号)(第三九四八九号)(第三
九四九九号)(第三九五〇九号)(第三九五二九号)(第三
九五三九号)(第三九五四九号)(第三九五五九号)(第三
九五六九号)(第三九五七九号)(第三九五八九号)(第三
九五九九号)(第三九六〇九号)(第三九六一九号)(第三
九六二九号)(第三九六三九号)(第三九六四九号)(第三
九六五九号)(第三九六六九号)(第三九六七九号)(第三
九六八九号)(第三九六九九号)(第三九七〇九号)(第三
九七一九号)(第三九七二九号)(第三九七三九号)(第三
九七四九号)(第三九七五九号)(第三九七六九号)(第三
九七七九号)(第三九七八九号)(第三九七九九号)(第三
九七九九号)(第三九八〇九号)(第三九八一九号)(第三
九八二九号)(第三九八三九号)(第三九八四九号)(第三
九八五九号)(第三九八六九号)(第三九八七九号)(第三
九八八九号)(第三九八九九号)(第三九九〇九号)(第三
九九一九号)(第三九九二九号)(第三九九三九号)(第三
九九四九号)(第三九九五九号)(第三九九六九号)(第三
九九七九号)(第三九九八九号)(第三九九九九号)

三三〇(第四一九四号)(第四一九六号)(第四一
九七号)(第四一九八号)(第四一九九号)(第四
二〇〇号)(第四二〇一号)(第四二〇二号)(第四
二〇三号)(第四二〇四号)(第四二〇五号)(第
四二〇六号)(第四二〇七号)(第四二〇八号)(第
四二〇九号)(第四二一〇号)(第四二一一号)(第
四二一二号)(第四二一三号)(第四二一四号)(第
四二一五号)(第四二一六号)(第四二一七号)(第
四二一八号)(第四二一九号)(第四二二〇号)(第
四二二一号)(第四二二二号)(第四二二三号)(第
四二二四号)(第四二二五号)(第四二二六号)(第
四二二七号)(第四二二八号)(第四二二九号)(第
四二三〇号)(第四三三六号)(第四三三七号)(第
四三三八号)(第四三三九号)(第四三四〇号)(第
四三四一号)(第四三四二号)(第四三四三号)(第
四三四四号)(第四三四五号)(第四三四六号)(第
四三四七号)(第四三四八号)(第四三四九号)(第
四三五〇号)(第四三五五号)(第四三五六号)(第
四三五七号)(第四三五八号)(第四三五九号)(第
四三六〇号)(第四三六六号)(第四三六七号)(第
四三六八号)(第四三六九号)(第四三七〇号)(第
四三七一号)(第四三七二号)(第四三七三号)(第
四三七四号)(第四三七五号)(第四三七六号)(第
四三七七号)(第四三七八号)(第四三七九号)(第
四三八〇号)(第四三八六号)(第四三八七号)(第
四三八八号)(第四三八九号)(第四三九〇号)(第
四三九一号)(第四三九二号)(第四三九三号)(第
四三九四号)(第四三九五号)(第四三九六号)(第
四三九七号)(第四三九八号)(第四三九九号)(第
四四〇〇号)(第四四〇六号)(第四四〇七号)(第
四四〇八号)(第四四〇九号)(第四四一〇号)(第
四四一一号)(第四四一二号)(第四四一三号)(第
四四一二号)(第四四一四号)(第四四一五号)(第
四四一六号)(第四四一七号)(第四四一八号)(第
四四一九号)(第四四二〇号)(第四四二一号)(第
四四二二号)(第四四二三号)(第四四二四号)(第
四四二五号)(第四四二六号)(第四四二七号)(第
四四二八号)(第四四二九号)(第四四三〇号)(第
四四三一号)(第四四三二号)(第四四三三号)(第
四四三四号)(第四四三五号)(第四四三六号)(第
四四三七号)(第四四三八号)(第四四三九号)(第
四四四〇号)(第四四四六号)(第四四四七号)(第
四四四八号)(第四四四九号)(第四四五〇号)(第
四四五一号)(第四四五二号)(第四四五三号)(第
四四五四号)(第四四五五号)(第四四五六号)(第
四四五七号)(第四四五八号)(第四四五九号)(第
四四六〇号)(第四四六六号)(第四四六七号)(第
四四六八号)(第四四六九号)(第四四七〇号)(第
四四七一号)(第四四七二号)(第四四七三号)(第
四四七四号)(第四四七五号)(第四四七六号)(第
四四七七号)(第四四七八号)(第四四七九号)(第
四四八〇号)(第四四八六号)(第四四八七号)(第
四四八八号)(第四四八九号)(第四四九〇号)(第
四四九一号)(第四四九二号)(第四四九三号)(第
四四九四号)(第四四九五号)(第四四九六号)(第
四四九七号)(第四四九八号)(第四四九九号)(第
四五〇〇号)(四五〇六号)(四五〇七号)(四五〇
八号)(四五〇九号)(四五一一号)(四五一二号)(
四五一三号)(四五一四号)(四五一五号)(四五一
六号)(四五二〇号)(四五二一号)(四五二二号)(
四五二三号)(四五二四号)(四五二五号)(四五二
六号)(四五二七号)(四五二八号)(四五二九号)(
四五三〇号)(四五三六号)(四五三七号)(四五三
八号)(四五三九号)(四五四〇号)(四五四一号)(
四五四二号)(四五四三号)(四五四四号)(四五四
五号)(四五五〇号)(四五五一号)(四五五二号)(
四五五三号)(四五五四号)(四五五五号)(四五五
六号)(四五五七号)(四五五八号)(四五五九号)(
四五六〇号)(四五六六号)(四五六七号)(四五六
八号)(四五六九号)(四五七〇号)(四五七一号)(
四五七二号)(四五七三号)(四五七四号)(四五七
五号)(四五八〇号)(四五八一号)(四五八二号)(
四五八三号)(四五八四号)(四五八五号)(四五八
六号)(四五八九号)(四五九〇号)(四五九一号)(
四五九二号)(四五九三号)(四五九四号)(四五九
五号)(五五〇〇号)(五五〇六号)(五五〇七号)(
五五〇八号)(五五〇九号)(五五一〇号)(五五一
一号)(五五一二号)(五五一三号)(五五一四号)(
五五一五号)(五五一六号)(五五一七号)(五五一
八号)(五五二〇号)(五五二一号)(五五二二号)(
五五二三号)(五五二四号)(五五二五号)(五五二
六号)(五五二七号)(五五二八号)(五五二九号)(
五五三〇号)(五五三六号)(五五三七号)(五五三
八号)(五五三九号)(五五四〇号)(五五四一号)(
五五四二号)(五五四三号)(五五四四号)(五五四
五号)(五五五〇号)(五五五一号)(五五五二号)(
五五五三号)(五五五四号)(五五五五号)(五五五
六号)(五五五七号)(五五五八号)(五五五九号)(
五五六〇号)(五五六六号)(五五六七号)(五五六
八号)(五五六九号)(五五七〇号)(五五七一号)(
五五七二号)(五五七三号)(五五七四号)(五五七
五号)(五五八〇号)(五五八一号)(五五八二号)(
五五八三号)(五五八四号)(五五八五号)(五五八
六号)(五五八九号)(五五九〇号)(五五九一号)(
五五九二号)(五五九三号)(五五九四号)(五五九
五号)(五六〇〇号)(五六〇六号)(五六〇七号)(
五六〇八号)(五六〇九号)(五六一〇号)(五六一
一号)(五六一二号)(五六一三号)(五六一四号)(
五六一五号)(五六一六号)(五六一七号)(五六一
八号)(五六一九号)(五六二〇号)(五六二一号)(
五六二二号)(五六二三号)(五六二四号)(五六二
五号)(五六三〇号)(五六三一号)(五六三二号)(
五六三三号)(五六三四号)(五六三五号)(五六三
六号)(五六三七号)(五六三八号)(五六三九号)(
五六四〇号)(五六四六号)(五六四七号)(五六四
八号)(五六四九号)(五六五〇号)(五六五一号)(
五六五二号)(五六五三号)(五六五四号)(五六五
五号)(五六六〇号)(五六六一号)(五六六二号)(
五六六三号)(五六六四号)(五六六五号)(五六六
六号)(五六六七号)(五六六八号)(五六六九号)(
五六七〇号)(五六七六号)(五六七七号)(五六七
八号)(五六七九号)(五七八〇号)(五七八一号)(
五七八二号)(五七八三号)(五七八四号)(五七八
五号)(五七八六号)(五七八七号)(五七八八号)(
五七八九号)(五七九〇号)(五七九一号)(五七九
二号)(五七九三号)(五七九四号)(五七九五号)(
五七九六号)(五七九七号)(五七九八号)(五七九
九号)(五八〇〇号)(五八〇六号)(五八〇七号)(
五八〇八号)(五八〇九号)(五八一〇号)(五八一
一号)(五八一二号)(五八一三号)(五八一四号)(
五八一五号)(五八一六号)(五八一七号)(五八一
八号)(五八一九号)(五八二〇号)(五八二一号)(
五八二二号)(五八二三号)(五八二四号)(五八二
五号)(五八三〇号)(五八三一号)(五八三二号)(
五八三三号)(五八三四号)(五八三五号)(五八三
六号)(五八三七号)(五八三八号)(五八三九号)(
五八四〇号)(五八四六号)(五八四七号)(五八四
八号)(五八四九号)(五八五〇号)(五八五一号)(
五八五二号)(五八五三号)(五八五四号)(五八五
五号)(五八六〇号)(五八六一号)(五八六二号)(
五八六三号)(五八六四号)(五八六五号)(五八六
六号)(五八六七号)(五八六八号)(五八六九号)(
五八七〇号)(五八七六号)(五八七七号)(五八七
八号)(五八七九号)(五八八〇号)(五八八一号)(
五八八二号)(五八八三号)(五八八四号)(五八八
五号)(五八八六号)(五八八七号)(五八八八号)(
五八八九号)(五八九〇号)(五八九一号)(五八九
二号)(五八九三号)(五八九四号)(五八九五号)(
五八九六号)(五八九七号)(五八九八号)(五八九
九号)(五九〇〇号)(五九〇六号)(五九〇七号)(
五九〇八号)(五九〇九号)(五九一〇号)(五九一一
号)(五九一二号)(五九一三号)(五九一四号)(五
九一五号)(五九一六号)(五九一七号)(五九一八
号)(五九一九号)(五九二〇号)(五九二一号)(五
九二二号)(五九二三号)(五九二四号)(五九二五
号)(五九三〇号)(五九三一号)(五九三二号)(五
九三三号)(五九三四号)(五九三五号)(五九三六
号)(五九三七号)(五九三八号)(五九三九号)(五
九四〇号)(五九四六号)(五九四七号)(五九四八
号)(五九四九号)(五九五〇号)(五九五一号)(五
九五二号)(五九五三号)(五九五四号)(五九五五
号)(五九六〇号)(五九六一号)(五九六二号)(五
九六三号)(五九六四号)(五九六五号)(五九六六
号)(五九六七号)(五九六八号)(五九六九号)(五
九七〇号)(五九七六号)(五九七七号)(五九七八
号)(五九七九号)(五九八〇号)(五九八一号)(五
九八二号)(五九八三号)(五九八四号)(五九八五
号)(五九八六号)(五九八七号)(五九八八号)(五
九八九号)(五九九〇号)(五九九一号)(五九九二
号)(五九九三号)(五九九四号)(五九九五号)(五
九九六号)(五九九七号)(五九九八号)(五九九九
号)(六〇〇〇号)

管内機関、団体では要望している。

紹介議員 高橋文五郎君

関する請願(三通)

請願者 宮城県登米郡米山町中津山瀬ヶ崎
二五 千葉哲夫外千七百八名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第三九八〇号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四通)

請願者 宮城県宮城郡宮城町芋沢字高ノ原
二七 佐藤今朝衛外二千六百六十五名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第三九八一号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(二十通)

請願者 愛知県西春日井郡勝町師勝農業
協同組合長 大口政義外一万三千
四百名
紹介議員 森 八三二君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇〇〇号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 長野県佐久市大字志賀東農業協同
組合内 佐藤光良外千五百名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇〇〇一号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(九通)

請願者 愛知県海部郡八開村大字元赤目八
開農業協同組合長 津坂惣治郎外
二千六百九十九名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇〇八号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 埼玉県熊谷市大字西別府二、二四
飯田石一外五千九百七十八名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇三二二号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四通)

請願者 埼玉県三郷市下彦川戸二二三 大
久保完二外八百三十六名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇三五五号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四通)

請願者 埼玉県川越市大字鯨井一、一一〇
名細農業協同組合長 関根初治外
四千四百四十九名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇三六六号 昭和四十八年七月十日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(七通)

請願者 岐阜市今小町八岐阜県厚生農業協
同組合連合会会長 西村一良外六
万四千九百五十六名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六三三三号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(十九通)

請願者 山形県東根市大字東根甲一、三九
〇ノ一東根市農業協同組合長 青

柳忠外二万五千二百九十八名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六四四号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(五十六通)

請願者 岐阜県可児町見五七〇ノ五
可児農業協同組合長 田上三好外
五万二千八百八十七名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六五五号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(五通)

請願者 宮城県栗原郡築館町字下宮野町八
四 三浦慶吉外八千九百六十六名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六六六号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げに
関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市荒井大場伝二ノ三
加藤武夫外二千二百十四名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六七七号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(十四通)

請願者 名古屋市中千種区唐山町三ノ一〇
加藤政治外四千三百三十四名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六八八号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡大利根町大字旗井
二〇七 橋本幸雄外二千九百五十
九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇六九九号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四通)

請願者 埼玉県児玉郡上里町大字常刀四一
八 入貞治外四千三百三十六名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇七〇七号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 徳島県鳴門市大麻町姫田字内田六
ノ一 林茂外二千三百四十四名
紹介議員 小笠 公昭君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇七八八号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 愛知県東加茂郡足助町大字田町三
五足助町農業協同組合長 松井広
之外八百九十五名
紹介議員 森 八三二君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇八五五号 昭和四十八年七月十一日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(七通)

請願者 長野県茅野市米沢四、一三九米沢
農業協同組合長 伊藤和夫外六千
二百三十七名
紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九二号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(六通)

請願者 長野県小県郡真田町大字本原一、
七五五本原農業協同組合長 田中
富夫外一万四千名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九三号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 徳島県美馬郡脇町字梓原一、三〇
〇脇町農業協同組合長 井口貞夫
外百九十六名

紹介議員 久次健太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九四号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 福井市岡西谷町 山田等外七千百
四十三名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九五号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 高知県土佐市谷地四四八 野中文
吉外二万五千五百六名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九六号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 高知県香美郡香北町五百蔵一、六五
六 林久雄外二万三千四百八十三名

紹介議員 濱田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九七号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(百十通)

請願者 岩手県岩手郡紫石町大字上野二七
ノ二七 岩持静麻外六万六千五百
五十三名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四〇九八号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(十四通)

請願者 愛知県豊橋市弥生町字西豊和一〇
ノ一 豊橋市開拓農業協同組合長
柿原春次外七千七百八十二名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇二号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(三通通)

請願者 埼玉県児玉郡児玉町大字秋山六一
田中正一外四千三十二名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇四号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 福井県丹生郡朝日町上系生 渡辺
定治外四千二百九十四名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇五号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 宮城県登米郡東和町米谷字相川四
三 猪又正外四千二百二十一名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇六号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(十八通)

請願者 富山県水橋上桜木一〇七水橋町農
業協同組合長 齋藤浅吉外一万八
百七十名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇七号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(五通)

請願者 埼玉県深谷市大字明戸七七五ノ一
森田栄一外四千七百六十名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇八号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町大字藤倉
二、〇四一 町田林外三百一名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇九号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(五通)

請願者 宮城県玉造郡岩出山町上野目字要
害四一 後藤勇夫外千九百八十二
名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一〇一〇号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四通)

請願者 埼玉県羽生市大字上新郷一、七〇
三 関根常雄外二千四百六十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五一号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 山形市緑町一丁目山形農業協同組
合長 田苗義己外八千六百五十三
名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五二号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 岐阜県吉城郡古川町大字上気多三
五三ノ一 吉城農業協同組合長 後
藤新三郎外四千七百二十三名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五三号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(十六通)

請願者 愛知県大府市共和町瀬戸八五 深
谷四郎外三千八百三十二名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五四号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

関する請願(五十二通)

請願者 島根県松江市西浜佐陀町三八ノ一

一松江湖北農業協同組合長 井原俊夫外六万七名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五五号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 富山県小矢部市石動町一〇ノ三〇

小矢部市農業協同組合長 篠岡六郎外四千九百五十七名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五六号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 福井県大野市上荒井 本多良三外四千九百四十七名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一五九号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十三通)

請願者 長野県諏訪郡富士見町富士見三、五七七富士見町農業協同組合長

中山正巳外九千二百六十三名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一六八号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(九通)

請願者 埼玉県蕨市錦町四ノ二ノ二七 小宮広義外五千五百二十九名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一六九号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十八通)

請願者 静岡県島田市七、五二二ノ一島田市農業協同組合長 数原貢外一万千八百六十六名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一七〇号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(七十六通)

請願者 新潟県刈羽郡刈羽村宇刈刈羽農業協同組合長 安沢忠外三万九千三百八十二名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一七一号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 徳島県板野郡松茂町 田中嘉次郎外二千六百四十五名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一七二号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田一、九二一ノ一大泉町農業協同組合長

川島一己

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一七三号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四通)

関する請願(三十三通)

請願者 群馬県邑楽郡大泉町大字中野四、六〇八ノ一邑楽町農業協同組合長

山本義太郎外四万三千六百十九名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一九三三号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(百七十二通)

請願者 三重県鈴鹿市南長太町一、八四七佃弘外四千六百六十六名

紹介議員 久保田藤麿君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一九四四号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 群馬県邑楽郡千代田村大字赤岩一〇四千代田村永楽農業協同組合長

森田兵左外門外一万四千三百五十二名

紹介議員 若ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一九六六号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(五通)

請願者 山形県最上郡鮭川村大字川口三、一八一鮭川農業協同組合長 八城福栄外五千五百二十五名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一九七号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県川越市大字鴨田一、一七二山田正二外五千三百三十七名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一九八号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 福井県今立郡池田町板垣 梅田伝治外一万四千六百七十五名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四一九九号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三十一通)

請願者 群馬県碓氷郡松井町新堀一、四九八ノ二松井町農業協同組合長

上原太郎外三万八千三百七十四名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇〇号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(五通)

請願者 宮城県登米郡中田町石森字二つ木千葉稲男外四千六百二十一名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇一号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 富山県魚津市釈迦堂三四五魚津市農業協同組合長 関口秀雄外一万三千八百二名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

関する請願(百三十二通)

請願者 新潟県東頸城郡牧村棚広 羽深嘉彰外四万二千五百四十九名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇三号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十二通)

請願者 埼玉県川越市大字石田六七〇 大野栄一外三千八百二十九名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇四号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六通)

請願者 富山県射水郡小杉町西高木五五〇 竹内喜平外二万四千四百六十名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇五号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 福井県敦賀市杵見 高木孝一外五千九百六十六名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇六号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六通)

請願者 宮城県加美郡宮崎町小泉宇町屋敷五 一三浦良一外三千四百八十四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二〇七号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 埼玉県比企郡玉川村五明七〇 村田義雄外八百三十八名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二二二号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡東秩父村大字奥沢二〇六 足立良平外七千八百三十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四二二三号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六十三通)

請願者 青森県東津軽郡蟹田町大字小国字品吉九六 工藤幸市外一万四千四百三十五名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三三三三号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 徳島県鳴門市大麻町市場 市原愛一

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三五四号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(七通)

請願者 長野県佐久市大字桜井三〇一 白田治八郎外四千三百六十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三五五号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(九十七通)

請願者 新潟県新津市宇朝日四五四津農協同組合長 斎藤武雄外五万二千二百五十五名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三五六号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 佐賀市兵庫町伊賀屋 江島光次外一万七千二百五十八名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三五七号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 熊本市南高江町四九四 沢田治男外三万三千八百四十九名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三五八号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六十四通)

請願者 青森県上北郡十和田町大字法量字下川原 川原敬次郎外六千三百八十五名

紹介議員 寺下 岩蔵君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三三九号 昭和四十八年七月十三日受理

関する請願(四通)

請願者 宮崎市大字熊野 佐藤嘉一外一万六千三百三十三名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六〇号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十七通)

請願者 山口県大津郡油谷町大字後畑一、八九四ノ一 中尾太郎外二万三千四百七十一名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六一号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市柳窪一八 渡辺順道外五万二千三百六十六名

紹介議員 船田 譲君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六二号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(八十四通)

請願者 山口県豊浦郡豊田町大字矢田二三 一ノ二豊田農業協同組合長 朝倉繁男外六万三千九百八十五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六三三号 昭和四十八年七月十三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十四通)

請願者 兵庫県三原郡緑町倭文神道 安田文一外千九百十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六四号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 栃木県黒磯市大字百村一、五七七
菊地泰治外三万九千三百三十八名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六五号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 茨城県久慈郡水府村松平水府村農
業協同組合長 和田巖外一万三千
五百九十四名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六六号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十五通)

請願者 兵庫県津名郡東浦町久留麻一、九
〇九ノ一 井高義晴外八百五十名
紹介議員 浅井 亨君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四三六七号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 新潟市上木戸二八八 三膳秋坪外
四百二十四名
紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九一号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十六通)

請願者 大分県大野郡大野町 深野欽二外

四万七千八百六十八名

紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九二号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十一通)

請願者 茨城県下妻市大字大串八三二ノ一
下妻市農業協同組合長 山中俊一
外一万四千七百五十五名
紹介議員 都 祐一君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九三号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三三通)

請願者 岡山県小田郡美星町明治 丸山龜
一郎外一万四千八百六十九名
紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九四号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 佐賀県伊万里市南波多町古川 今
坂真澄外一万七千二百八十名
紹介議員 古賀雷四郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九五号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(九通)

請願者 鹿児島県川辺郡大浦町七、〇三三
有木和夫外三千七百七十名
紹介議員 迫水久常君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九六号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十六通)

請願者 大分県南海部郡弥生村 佐藤克美外

関する請願(十通)

請願者 鹿児島県會於郡有明町蓬原三、二九
三 上野榮二外八千五百五十八名
紹介議員 柴立 芳文君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九七号 昭和四十八年七月十三日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 京都府乙訓郡大山崎町円明寺東口
石井義治外二百十七名
紹介議員 林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九八号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(五通)

請願者 埼玉県大里郡岡部町大字本郷一、
六八六 飯野又二外五千四百三十
七名
紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九三三三 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 兵庫県養父郡八鹿町三谷 片山茂
雄外五千二百九十九名
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九四四 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十六通)

請願者 大分県南海部郡弥生村 佐藤克美外
二万五千四百六十五名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四九六六 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三十一通)

請願者 兵庫県城崎郡竹野町羽入 笠浪庄

第四四九五五号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(五通)

請願者 宮城県登米郡米山町西野字八軒小
路一七 小林仁司外四千七百五十
六名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四五六六号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十八通)

請願者 富山県中新川郡立山町前沢一、二
一六立山町農業協同組合長 萩中
一郎外一万五千五十三名
紹介議員 橋 直治君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四五六七号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県本庄市大字宮戸六〇 根岸
安好外二千二百三十八名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四五六八号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十一通)

請願者 山形県寒河江市大字柴橋一、九二
〇ノ三柴橋農業協同組合長 鈴木
正雄外九千四百六十名
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四四五六九号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三十一通)

請願者 兵庫県城崎郡竹野町羽入 笠浪庄

紹介議員 三郎外一万六十九名
中西一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四五七〇号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十三通)

請願者 茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴一
寺内久外一万四千九十一名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四五七一号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 静岡県引佐郡細江町中川七、五〇
六細江町農業協同組合長 井村蒙
外二千六百七十九名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四五七二号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 富山県婦負郡八尾町福島四七一ノ
一八尾町農業協同組合長 梅谷
久雄外一万三千八百六十名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四五七三号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡騎西町大字内田ヶ
谷 野中真清外八千六百十二名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六一〇号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 宮城県柴田郡大河原町八乙女一二
加藤彦蔵外五千四百二十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四五七五号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十通)

請願者 埼玉県大里郡川本村大字田中九二
九 笠原正三外四千四百十六名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四五七六号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十六通)

請願者 兵庫県洲本市宇山五二六 池上松
雄外千二百三十五名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六〇九号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 奈良県橿原市東坊城町 竹村奈良
一外一万七千四百四名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六一〇号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 岡山県赤磐郡山陽町齊富八二八
杉原昌孝外一万五千五百十四名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六一一号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町大字久具三
三〇ノ一松橋町農業協同組合長
水田伸三外四万四千九百五十一名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六一二号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 鹿児島県肝属郡大根占町木場 坂
口不二郎

紹介議員 田中 茂徳君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六一三号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 岡山県川上郡備中町 前原忠三郎
外八千五百二十七名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六一四号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 静岡県三島市徳倉四ノ二七ノ四一
牧野隆一外二十六名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六〇号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 福井県南条郡南条町湯尾 出口善
一外一万四千六百九十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六一号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 兵庫県出石郡但東町薬王寺 井上
太郎左門外千七百七十六名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六二号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 佐賀市鍋島町野又一、二四七 古
川榮外一万七千三百四名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六三号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 栃木県那須郡小川町大字三輪七三
九 青柳源臣外四万七千七百六十名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六四号 昭和四十八年七月十四日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六十五通)

請願者 新潟県西蒲原郡分水町大字熊ノ森
七、一二〇島上農業協同組合長
笠原憲二外二万五千三百三十三名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六五号 昭和四十八年七月十四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 福井県大飯郡高浜町若宮 一瀬隆

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六六号 昭和四十八年七月十四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 鹿児島県串木野市冠岳一三、七八

六 田代実道外二百五十二名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六六七号 昭和四十八年七月十四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市福田町古新内五四六

ノ一 岡野登外四千四十五名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六九六号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 山形県新庄市大字昭和九二二 渡

辺弥太郎外四千三百名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六九七号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二八通)

請願者 京都府舞鶴市宇真壁 真下繁右エ

門外九千七百二十二名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六九八号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四十通)

請願者 長野県飯山市常盤常盤農業協同組

合長 木内栄一外二万六千七百七十

七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四六九九号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十四通)

請願者 静岡県駿東郡小山町一色六七一

池谷正美外八千二百四十七名

紹介議員 齋藤 寿夫君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇〇号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十六通)

請願者 富山県砺波市表町三ノ九砺波市農

業協同組合長 樋掛忠平外一万七

千九百十八名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇一号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十四通)

請願者 新潟県中頸城郡中郷村岡沢九三

岡田勝政外二万二千六百六十二名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇二号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六通)

請願者 埼玉県越谷市大字小曾川四三七

中島清外四千九十二名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇三号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(五通)

請願者 宮崎県小林市大字堤池ノ平 杉山

康男外一万八千二百四十二名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三十六通)

請願者 愛媛県東宇和郡城川町農業協同組

合長 川原盛行外一万四千二百四

十三名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇五号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 愛知県渥美郡渥美町大字伊良湖

小久保節三外八百八十五名

紹介議員 森 八三二君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇六号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 静岡市手越原二八八ノ二長田農業

協同組合長 増田善郎外七百四十

名

紹介議員 山本敏三郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇七号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 鹿児島県指宿市西方二、九二六指

宿市農業協同組合長 吉元暁外三

千八百二十六名

紹介議員 川上為治君

関する請願(十通)

請願者 宮城県登米郡中田町浅水字小島二

八二 及川稔外五千二百九十六名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇八号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四通)

請願者 富山県砺波郡庄川町青島四〇一

庄川町農業協同組合長 山本太二

郎外七千九百七十二名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七〇九号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十五通)

請願者 宮城県岩沼市南長谷字中原三五

鈴木長太郎外一万二千五百十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

四七一〇号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六通)

請願者 埼玉県大里郡花園村小前田一、五

八〇ノ一花園村農業協同組合内

吉岡久一外三千六百五十五名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七一一号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十九通)

請願者 鹿児島県指宿市西方二、九二六指

宿市農業協同組合長 吉元暁外三

千八百二十六名

紹介議員 川上為治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七二二号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(三百八十七通)

請願者 兵庫県加古川市平岡町土山 兼田

忠雄外二万三千四百名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七二三号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(十三通)

請願者 熊本県玉名市中一、〇〇一玉名市

農業協同組合長 高尾徹外一万九

千八百二十九名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七二四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(五通)

請願者 愛媛県北宇和郡広見町大字小松乙

九五三島農業協同組合長 森松三

喜雄外千四百三十一名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七二五号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(三百六十通)

請願者 兵庫県加東郡社町久米七八七

林幸治外一万三千九百五十七名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七二六号 昭和四十八年七月十四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 岐阜県多治見市上野町二ノ五〇

若尾一二三外五百五十名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七二七号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 鳥取県東伯郡三朝町大字助谷二七

三 牧田禎外二万四千八百八十五

名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七七六号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 愛媛県東宇和郡宇和町卯之町一ノ

一、三〇四宇和町農業協同組合長

清水惣一外九千五百七十六名

紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七七七号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 鳥取市末広温泉町鳥取県農協米穀

対策本部内 加藤重蔵外二万七千

八百五十五名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四七七八号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(百三十通)

請願者 秋田県北秋田郡鷹巣町鷹巣字愛宕

下一三〇二五 成田幸三郎外十二

万六千六百三十三名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八〇二二号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(四通)

請願者 滋賀県草津市山寺町四七七 奥村

秀雄外六万七千五百七十九名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八〇三三号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(三十四通)

請願者 山形県西田川郡温海町大字温海戊

三四八ノ一温海町農業協同組合長

本間基作外四万五千五百一十一名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八〇四四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願(三通)

請願者 長野県下高井郡木島平村千石 山

田国春外九千名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町大字下倉

桜井輝基外千七百八十一名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町大字下倉

桜井輝基外千七百八十一名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡堀之内町大字下倉

桜井輝基外千七百八十一名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六四号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に

昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(百十一通)

請願者 三重県阿山郡島ヶ原村四、〇〇三
増本栄次外二千三百九名
紹介議員 齋藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六五号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(七通)

請願者 埼玉県春日部市大字増田新田三七
関根良雄外九千七百三十四名
紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六六号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 鹿児島県日置郡日吉町吉利 井上
栄次外四百六十七名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六七号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 和歌山市美園町五ノ一ノ一和歌山
県農業協同組合中央会会長 小川
千春外八千九十二名
紹介議員 玉置 和郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六八号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四通)

請願者 京都府船井郡八木町字木原 松本
始外二千四百五十五名
紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八六九号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 埼玉県比企郡鳩山村大字大豆戸七
四二 新嶋仁一外四千九百三十一
名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八九三三号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四十五通)

請願者 長野県伊那市大字伊那三、六六八
伊那農業協同組合長 伊藤正人外
四万三千七百八十一名
紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四八九四四号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(七十一通)

請願者 兵庫県姫路市林田町久保一一二
表口仁市外二千九百五十五名
紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九三八号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願

請願者 岡山市日近六四二 山崎都一外五
千七百三十七名
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九三九号 昭和四十八年七月十六日受理
昭和四十八年度米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四十四通)

請願者 兵庫県加西市田原町二八五 田居
俊雄外二千二百九名

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第三九二三号 昭和四十八年七月六日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請
願

請願者 香川県多度郡琴平町五九四二
ノ二 豊嶋文雄外二百二十九名
紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三九五二号 昭和四十八年七月九日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請
願

請願者 鹿児島県肝属郡内之浦町北方七二
八ノ二 松嶋卓三外九十八名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三九九九号 昭和四十八年七月十日受理
「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請
願

請願者 鹿児島県肝属郡内之浦町南方三〇
満石静男外二百五名
紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八〇七号と同じである。

第三九二五号 昭和四十八年七月七日受理
昭和四十八年度米価に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議
会議長 南田忠人
紹介議員 木村 睦男君

国民の主要食糧確保としての米作については安定
自給の必要があるため、昭和四十八年度米価の決
定にあたっては、農家の米作意欲の高揚をはかり、
都市勤労者などの生活が確保できるよう配慮され
たい。

理 由

わが国の農業については、高度経済成長政策の
もとで、非農業部門が急速に生産性を向上した結果、
農業も向上しているものの、他産業との格差はま
すます開いており、このため、兼業農家の増加、
労働力の老齢化女子化に加えて、生産資材費の上
昇、農産物価格の低迷などによって農業経営は次
第に苦しさを増している。一方、世界的な食糧危
機が間近といわれており、安定自給のためには、
国内自給を目標にすためいく必要がある。これ
から、農業者が安心して国民食糧を供給し得る体
制を確立するためには、日本農業ならびに農家の
基幹をなす米作の生産意欲の高揚をはかる必要が
ある。

第三九六二号 昭和四十八年七月十日受理
土地改良事業の夏場施行に係る休耕奨励補助金の
継続交付に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 稔
紹介議員 羽生 三七君

計画的に実施する土地改良事業の夏場施行に係る
休耕奨励補助金を昭和四十九年度以降においても
継続して交付されたい。

理 由
本県のような豪雪寒冷地帯では、は場整備等土地
改良事業については、計画的推進や施行技術のう
えから、今後も夏場施行がきわめて重要であり、
また、年次計画に基づき実施してきた事業におい
ては、奨励補助金の打ち切りは、受益者に対する
経済的不均衡をまねき、円滑な事業の推進に大き
な支障をきたす。

第四〇一〇号 昭和四十八年七月十日受理
総合林政確立に関する請願

請願者 北海道上磯郡福島町字千軒 近み
き子外四百四十三名
紹介議員 栗林 卓司君

左記の事項の実現を図られたい。

一、民有林、国有林を区分した森林計画の策定を改め、総合かつ一体的な森林計画を樹立し、森林のもつ機能をより効果的に発揮できるよう森林政策の一大転換をはかり、総合林政を確立すること。

二、森林計画の一体化とあわせて、森林の造成ならびに管理、経営するための労働力の確保と第六十五国会の衆・参両院において決議された「林業振興に関する決議」第五項ならびに第七十一回国会の参議院において「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案」に対する決議第三項に基づき労働者の処遇の改善をはかること。

三、民有林、国有林を含めた長期植伐計画の樹立と外材輸入の計画的需給調整と課徴金の制度化を講ずること。

四、森林のもつ緑の効用をより発揮させるための国の財政的助成措置を大幅に講ずること。

五、国有林野事業の財政悪化の責任を労働者と地域住民に転嫁した営林局、署事業等の統合、廃止ならびに労働者の生活権を奪う人員の削減案は直ちに撤回すること。

六、日本の林業技術を開発途上国等に提供し、世界の平和実現のための緑の外交を推進すること。

理由

わが国の森林は国土の六十パーセントを占め、貴重な社会資本であり、森林のもつ効用は、水資源かん養機能をはじめとして、土砂流出、崩壊防止、保健休養、野生鳥獣保護、酸素の供給、大気浄化、騒音防止機能等、公益的機能は国民経済の発展なかんずく国民生活向上をはかる上できわめて重要な役割をもつものである。

第四〇一一号 昭和四十八年七月十日受理
総合林政確立に関する請願

請願者 青森県南津軽郡大鰐町八幡館内

三浦清作外百六十六名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一二号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 熊本市池田町一、二八四 荒川秋男外百四十三名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一三三号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 長野県大町市大黒町四、三二二ノ五 秋山敏夫外百六十七名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一四四号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 北海道岩内郡岩内町字大浜四三立石賢一外百六十八名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一五五号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 和歌山県橋本市山田 戸川良美外百九十七名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一六六号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 山形県酒田市住吉町七ノ四 沢田石鐘二外百三十六名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一七七号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

紹介議員 田淵 哲也君

請願者 東京都中野区中央五ノ三二ノ六 熊井一夫外二百三十八名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一八八号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 大分県佐伯市池船区二班 中田正外百三十名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇一九九号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 宮城県西白杵郡高千穂町三田井六、四一〇ノ一三 橋本強外二百六十七名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二〇〇号 昭和四十八年七月十日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 長野県北安曇郡白馬村大字北城藤田修平外百八十七名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二一七号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 岐阜県高山市花里町一丁目 大坪一男外百六十六名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二一八号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 北海道上磯郡知内町浦元 佐藤すえ子外百六十名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二一九号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 高知市朝倉町四六四ノ三 石黒淑子外九十七名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二二〇号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 長野県木曾郡大桑村須原 須賀敏典外八十八名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二二一号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 高知県須崎市山手町一ノ一二ノ五 高橋亮子外百七十二名

紹介議員 中村 利次君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二二二号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 長野県木曾郡南木曾町読書六四五植村裕央外百三名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二二三号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 高知市上町二ノ一ノ二〇 中川和子外百十二名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二二四号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

紹介議員 田淵 哲也君

請願者 宮崎県東諸郡國富町大字宮王丸

五八五 井上光夫外二百一十一名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四八二五号 昭和四十八年七月十六日受理

総合林政確立に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面

山田サヨ外百二十五名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第四〇一〇号と同じである。

第四〇二三号 昭和四十八年七月十日受理

農政の基本確立に関する請願

請願者 長野市大字南長野野農議会議長

高橋 稔

紹介議員 小山邦太郎君

農政の基本確立を早急に図るよう、左記事項の実現を強く要請する。

一、世界的な農産物の需給事情をふまえ、国内農産物の自給目標を明示し、これを実現するための生産の地域分担計画、高効率経営の育成目標等を明確にし、これを具体化する生産、価格構造等各方面から機構を整備拡充すること。

二、農業と農地を守るため、資本の土地買占めによる無秩序な開発の防止を図るとともに、民意を反映した土地利用の総合計画を樹立し、土地の公的管理の強化、仮登記制度の是正等実効ある土地政策の確立を図ること。あわせて、都市近郊型農業の確立、優良農用地の保全並びに秩序ある開発を図るための抜本的な措置を講ずること。

三、高効率経営の育成目標を達成するため、全農耕地の機械化を可能とする土地基盤の整備を図るとともに企業的经营を主眼とする中核的な農家の育成に重点をおいた総合的経営施策の実施及び農業者の自発性を生かした指導対策を強化し、経営近代化対策を強力に実施すること。

四、米穀管理の改善については、食糧制度の趣旨

に基づき、その秩序回復を図るとともに、品質表示の適正化、生産と消費の直結など合理的かつ秩序ある販売体制の確立を図ること。また、米以外の農産物について、生産費及び所得、補償による総合的な価格支持制度を確立するとともに、流通改善対策を整備強化すること。

五、米年度からの生産調整については、根本的な再検討を行なうこと。当面、本年度については、過剰調整の抑止、余り米の政府買入れ措置並びに協力農家に対する各種助成金、奨励金の早期交付及び報償制度の確立と緊急時の復元のための休耕田の管理体制等について万全を期するよう措置すること。

六、農産物の自由化拡大はこれ以上行なわないこと。また、非自由化品目の輸入わくの拡大についても無原則に行なうことなく、既自由化品目とあわせて主要農産物については、一元的な輸入機構を確立するとともに課徴金、関税等による国内農産物との調整措置を講ずること。

第四〇二八号 昭和四十八年七月十日受理

さとうきびの最低生産者価格の引上げに関する請願

請願者 鹿児島県山下町一四ノ五六鹿児島

県議会議長 佐多宗二

紹介議員 迫水 久常君

さとうきび最低生産者価格は、砂糖の価格安定等に関する法律を改正し、生産費を基準として設定されたい。

理由

現行のさとうきび最低生産者価格は、砂糖の価格安定等に関する法律による農業バリエーションに基づき算出されているが、物価、賃金のいちじるしい上昇、その他の経済事情から生産費さへ値いえないのが実情で、今後さとうきび生産農家の経営を維持することはきわめて困難な現状である。

第四〇八三号 昭和四十八年七月十一日受理

昭和四十八年産米価等に関する請願

請願者 長野市大字南長野野農議会議長

高橋 稔

紹介議員 林 虎雄君

昭和四十八年産米の買入れ価格については、食糧管理法第三条の趣旨にのっとり、物価、労賃の大幅上昇を正しく反映させ、その再生産を確保しよう、左記のように決定されたい。

一、基本価格は、生産費および所得補償方式により算出した正味（運搬費込み）十キログラム当り二千八百八十五円（六十キログラム当り一万三千二百十円）以上とすること。

二、予約制度は従来どおりとすること。

理由

物価、労賃の大幅上昇が続いているなかで、生産者米価については、昨年わずかに五・〇六パーセントの引上げにとどまった。しかも、昨年から本年にかけて公共料金的大幅な値上げがあいつぎ、これらは農業経営費の上昇に大きな影響を及ぼす結果となつてゐる。加えて、生産調整の実施により生産意欲の減退をきたし、このため稲作農家の経営は、かつてない危機にさらされている。

第四〇八四号 昭和四十八年七月十一日受理

災害に対する自作農維持資金の借入限度額の引上げ等に関する請願

請願者 長野市大字南長野野農議会議長

高橋 稔

紹介議員 林 虎雄君

自作農維持資金融通法に基づく災害に対する借入金金の最高限度額の引上げ、および残高通算規定の廃止、ならびに貸付利率の引下げを早急に実施されたい。

理由

本県においては、農業災害が頻発し、被災農家の大部分は、この資金の貸付を受けており、災害のたびに多額かつ低利の資金が必要となつてゐるが、再度の災害を受けても残高通算規定により融資を受けられる農家は少ない現状である。

第四一〇三号 昭和四十八年七月十二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げに関する請願（一通）

請願者 大分県下毛郡本耶馬溪町本耶馬溪

町農業協同組合長 高橋豊外五名

紹介議員 工藤 良平君

昭和四十八年産米生産者米価について、生産費所得補償方式にもつき六十キログラム当り一万三千二百十円を要求することとなつたが、政府においても、米の生産を安定的に確保し、国民経済の安定を図るとともに、その再生産を償なうよう、米価を決定されたい。

理由

昭和四十三年以降四十七年まで五箇年の消費者物価、農業バリエーション指数は、いずれも三十パーセント以上、公務員、全産業労働者賃金は六十パーセント以上上昇をしているのに対し、生産者米価は八・三パーセントの低額の引上げにとどまつたうえ、さらに本年にはいつて消費者物価が異常に急騰し、そのための生産費の高騰と収益性の低下が生産意欲の減退をきたし、農家の生活を著しく圧迫している。物価、労賃、生産費を無視した昨年度の引上げでは絶対に承服できない。

第四七五七号 昭和四十八年七月十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げに関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県

議会議長 高橋清孝

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第四一〇三号と同じである。

第四一七号 昭和四十八年七月十二日受理

農林地対策に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議

議長 鈴木正一

紹介議員 鈴木 省吾君

抜本的な農林地対策を確立するため、左記の措置を講ぜられたい。

一、国の農業開発計画の対象となつていない未墾地や、農振法による農用地区域内における山林原野の開拓適地は、国において買収（農地法四十四条の規定の運用）するとともに、農用地開拓適地を農用地以外の用途目的で取得した場合、国又は地方公共団体が、これを買ひもどし得る制度を新たに設けること。

二、農地保有合理化法人による土地の買入れ等の措置に対し、基金の造成や利子補給等の援助をすること。

三、仮登記制度の矛盾を是正するため不動産登記法を抜本的に改正し、農地法違反の行為についてもきびしく規制すること。

企業による土地の投機的買ひ占めや乱開発は、農業開発計画及び県・市町村の開発計画に重大な障害をおよぼし、このまま事態が推移すれば生産に必要な農用地の確保は困難となり、農業そのものの崩壊につながるものであつて、政府における土地対策要綱の決定や土地対策関係法案の提出等の対策も現状からみて、なお不十分である。

第四一九号 昭和四十八年七月十二日受理
ほ場整備事業の通年施行のための休耕に対する補償措置の確立に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
議長 鈴木正一
紹介議員 鈴木 省吾君

農業生産基盤整備の重要性にかんがみ、ほ場整備の通年施行による休耕に対して補償措置を講ぜられたい。

理由
高効率農業を育成するとともに高福祉農村を建設するためには、農業基盤の整備をなすべくその中核となるほ場整備事業の強力な推進が急務であり、このためほ場整備事業の通年施行が強く要請されている。しかしながら、この実施は、農家の収入減となり農業経営および農家生活に大きな影響をおよぼし、これが所得の減少を補てんするた

めの施策が講じられなければならないその促進をはかることはきわめて困難である。また、農業基盤の整備をはかるため政府がききに策定した新土地改良長期計画の達成もほとんど不可能となる。

第四二四六号 昭和四十八年七月十三日受理
北海道沖合のオットマトロール試験操業許可取消し等に関する請願
請願者 北海道虻田郡虻田町栄町七〇 小
林白光外百二十九名
紹介議員 塚田 大願君

北海道沖合のオットマトロール試験操業許可を取り消すとともに、新規許可申請を却下するよう、すみやかに特段の措置を講ぜられたい。

理由
現在、北海道のオットマトロール許可船は、稚内地域十六、北見紋別地域四、釧路地域四、小樽地域・北見枝幸地域各一、計二十六隻が試験操業の許可を受け、また新規に胆振、日高地域の底引業者が許可申請中である。この試験操業によつて、許可漁業者だけは一時的に漁獲量をあげると思われるが、魚族資源が壊滅的打撃をうけることは火を見るよりも明らかである。また、沿岸漁民の生活権をうばうばかりでなく、魚価高騰につらなる問題であり、消費者団体としても黙視することができない。

第四五〇〇号 昭和四十八年七月十三日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願（十通）
請願者 富山県新湊市庄川本町二六ノ一一
岩黒明美外九名
紹介議員 森中 守義君

中国産の食肉の輸入禁止を一日も早く解除するよう配慮されたい。なお、中国の家畜の伝染病「口蹄疫」は完全に撲滅されていることがはつきりと証明されているので、冷凍肉、生肉のままの輸入を実現するよう要請する。

理由
わが国と中華人民共和国との間の友好貿易に専念

している友好商社の代表は、私たち国民の要望と支持にもとづいて、昭和四十三年十一月十四日、中国糧油食品進出口総公司との間に、中国食肉二万トンを輸入する協議書を取り結んだが、この協議書のとりきめ値段から計算すると現在わが国の流通機構を通じて小売できる値段は、上牛肉百グラム四十一円—六十円、豚の上肉二十三円—三十五円くらいになる。この協議書にもとづいて中国食肉の輸入を実現することは、わが国の食肉の不足を緩和するとともにその他の食品一般の値上がりを防ぎ、国民の生活を安定するために役立つ最善の方策である。とくに、中国の食肉を輸入することは、わが国の食生活の向上に大そう役立つばかりでなく、その見かえりとしてわが国からの輸出を振興することにつながる重要な問題である。

第四六二七号 昭和四十八年七月十四日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 奈良県添上郡月ヶ瀬村森林組合長
稲垣正一
紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第四六八四号 昭和四十八年七月十四日受理
造林の抜本策確立に関する請願（十七通）
請願者 宮崎県都城市姫城町四、〇二八ノ
三 三角光雄外十六名
紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第四九四〇号 昭和四十八年七月十六日受理
造林の抜本策確立に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町高池三
九古座川森林組合長 垣平源一
紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二五一三号と同じである。

第四七五八号 昭和四十八年七月十六日受理

休耕田の復元に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

食糧情勢の変化に伴い、休耕田を復元し、米作りの再開が必要となつてきたが、休耕田の荒廃を復元するには多額の費用を必要とするので、これに対し助成措置を講ずるよう強く要望する。

第四七五九号 昭和四十八年七月十六日受理
農業者労働災害補償法（仮称）の制度に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

農業者の労働災害は、機械化等農業の近代化に伴い激増している。農業者の労働災害についての補償は、労働者災害補償法による特別加入制度があるが、必ずしも十分とはいえない実情であるから、すみやかに農業者労働災害補償法（仮称）を制定し、休業、傷害、死亡等に対する補償が行なわれるよう強く要望する。

第四七六〇号 昭和四十八年七月十六日受理
水産物の産地流通加工センター形成事業に対する援助措置に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県
議会議員 高橋清孝
紹介議員 岩動 道行君

水産物の産地流通加工センター形成事業に関し、左記事項を早急に実現されたい。
一、一地区当たりの計画総事業費をそれぞれ三十パーセント以上増額すること。
二、補助対象事業種目を大幅に拡大すること。
三、地方公共団体の行なう公害防止施設の維持運営について助成すること。
四、沿岸漁業構造改善事業に準じ、補足整備事業を実施すること。
五、農林漁業金融公庫等長期低利資金融資の確立をはかること。

理由
水産物の産地流通加工センター形成事業に関し、左記事項を早急に実現されたい。
一、一地区当たりの計画総事業費をそれぞれ三十パーセント以上増額すること。
二、補助対象事業種目を大幅に拡大すること。
三、地方公共団体の行なう公害防止施設の維持運営について助成すること。
四、沿岸漁業構造改善事業に準じ、補足整備事業を実施すること。
五、農林漁業金融公庫等長期低利資金融資の確立をはかること。

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四三号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 愛知県幡豆郡吉良町大字木田 鈴木正治外二十八名

紹介議員 柴田 栄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四四号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県大里郡江南村大字押切一〇持田宗昌外四十四名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四五号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 富山市海岸通一〇五 曾根善一外百五十九名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四六号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六通)

請願者 茨城県那珂郡那珂町大字鴻巣三〇宮本雅二外百十八名

紹介議員 中村 登美君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四七号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十九通)

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三、

七〇一ノ二鞍手町農業協同組合長
飯野熊雄外一万五千八百九十九名
紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四八号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 島根県松江市石橋町二〇八ノ五田中十六男外五十九名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九四九号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県伊勢原市上粕屋一、七二山田正男外二万二千四百十三名

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五〇号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 大分県速見郡山香町向野 都甲勝己外三十九名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五一号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 奈良県天理市中山町 三荒貞雄外十六名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五二号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

関する請願(三通)

請願者 福島県西白河郡中島村滑津小針九鈴木アキ外三十四名

紹介議員 鈴木省吾君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五三号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 群馬県沼田市発知新田町三三八吉沢正之外五十九名

紹介議員 高橋 邦雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五四号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十三通)

請願者 新潟県新発田市大字下寺内 本間啓三外二百四名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五五号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 愛知県渥美郡田原町大字西神戸字清水九 金田真示外十八名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九五六号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六通)

請願者 三重県安芸郡雲濃町椋本四、三八三ノ二雲濃町農業協同組合長 国立三郎外五百三名

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九六五号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県比企郡鳩山村大字大豆戸七四二 新輔仁一外七十二名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九六六号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四通)

請願者 茨城県結城郡千代川村大字宗道一七三千代川村農業協同組合長 池田源太郎外一万七千十八名

紹介議員 竹内 藤男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八二号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 京都府相楽郡南山城村南大河原森山茂樹外一万二百二十一名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八三号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三十八通)

請願者 福岡県鞍手郡若宮町福丸二九七ノ一若宮町農業協同組合長 石井邦太郎外二百五十名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八四号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡福田町南島五二九福田町農業協同組合長 太田礎助外

五百名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八五号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三二通)

請願者 長野県飯田市上飯田五、六四五

北原耕治外五十名

紹介議員 大内 四郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八六号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二七通)

請願者 福岡県筑紫野市大字二日市一、二

三六ノ五筑紫農業協同組合長 平

山国雄外一万三千三百三名

紹介議員 飯木 亨弘君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八七号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二二通)

請願者 岩手県一関市赤荻字清水一四五

長尾仁平外三十三名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八八号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三二二通)

請願者 三重県上野市猪田 松代茂男外五

百七十六名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九八九号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二七通)

関する請願(六通)

請願者 三重県度会郡度会町棚橋一、六九

一ノ一度会町農業協同組合長 村

山正男外千五百五十三名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九九二号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(七十六通)

請願者 三重県上野市小田町二〇 竹沢武

雄外千二百六十名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九九三号 昭和四十八年七月二十六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二二通)

請願者 山口県阿武郡川上村四、三〇三

神崎昭宏外四千二百十五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九九九号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 岡山県津山市日上一、四一四 坂

手岸雄外十三名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇〇〇号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 徳島県板野郡吉野町柿原二条五九

ノ五柿島農業協同組合長 河野勲

外四百三十四名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇〇一号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三二通)

請願者 長野県佐久市大字大沢二、一九六

ノ二 小林定男外三百五十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇〇二号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 茨城県竜ヶ崎市内上米電ヶ崎

市農業協同組合長 諸岡茂外千二

百十二名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇〇三号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県石巻市真野字日向一一九

奥津芳男外十七名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇〇八号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四二通)

請願者 北海道上川郡東神楽町市街地 宮

本常次郎外七十九名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇〇九号 昭和四十八年七月二十七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二七通)

請願者 兵庫県赤松郡山崎町大沢五〇一ノ

二 藤林圭司外九百三十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇一五号 昭和四十八年七月二十八日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 北海道亀田市の柿原町二〇六 川井

藤五郎外十一名

紹介議員 河口陽一君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇一六号 昭和四十八年七月二十八日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県志田郡松山町千石字松山

今野智外九名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇一七号 昭和四十八年七月二十八日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 徳島県小松島市立江町字清水一八

五ノ二立江農業協同組合長 増田

弘一外三百十七名

紹介議員 小笠 公留君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇一八号 昭和四十八年七月二十八日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 山口県新南陽市大字福川八〇〇ノ

一福川農業協同組合長 原田為之

外二千二百二十八名

紹介議員 二本 謙吾君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇二七号 昭和四十八年七月三十日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二百二十六通)

請願者 兵庫県赤穂郡上郡町佐用谷 坂田一郎外八千三百五十二名

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇二八号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二百九十九通)

請願者 三重県一志郡雄野町大字須賀一、四四九ノ一二雄野町農業協同組合

長 飯田正郎外四千四十名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇二九号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県登米郡石越町東郷字十八引一三ノ一 松島達夫外十七名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇三〇号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十三通)

請願者 北九州市小倉区大字會根二、三三三ノ一會根農業協同組合長 松本一美外一万五千六百六十二名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇四四号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(六十一通)

請願者 香川県大川郡志度町志度町志度農業協同組合長 菰淵正善外八百九十六名

紹介議員 梶木 又三君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇四五号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(五通)

請願者 新潟県南蒲原郡中之島村 荻沢桂外七十九名

紹介議員 君 健男君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇四六号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 岐阜市今小町八岐阜県農協中央会内 高橋七郎外二十名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇四七号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四通)

請願者 茨城県猿島町 会田幸三外五百五十名

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇四八号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県桃生郡桃生町新田字西町一五 佐々木易外十九名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇四九号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十七通)

請願者 長崎県諫早市天満町六二諫早中央

農業協同組合長 野口庄一外三千三百三十九名

紹介議員 中村 慎三君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇五〇号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(三通)

請願者 福島県いわき市平下高久字片帆一三六 田仲重代外三十二名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇五一号 昭和四十八年七月三十一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 愛知県海部郡十四山村大字子宝新田十四山村農業協同組合長 村井和彦外二百九十七名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇五二号 昭和四十八年八月一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西一丁目 早坂正吉外十六名

紹介議員 河川 陽一君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇五三号 昭和四十八年八月一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 三重県阿山郡阿山町玉滝一、三九三 辻村進外二千三百四十名

紹介議員 久保田藤磨君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇五四号 昭和四十八年八月一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小牛田町中坪北田九三 末永忠外十名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇五五号 昭和四十八年八月一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(十通)

請願者 長崎県諫早市長田町二、五一五長田農業協同組合長 岩永安記外八千四百二十三名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇六〇号 昭和四十八年八月一日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二十三通)

請願者 兵庫県三田市長坂二九七 田中進外七百七十二名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇六二号 昭和四十八年八月二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(四十一通)

請願者 兵庫県尼崎市潮江字シキレ二五尼崎市小田農業協同組合長 池田徳誠外五千六百六十三名

紹介議員 梶木 又三君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇六三号 昭和四十八年八月二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県栗原郡若柳町字川北堤下一六ノ七 高橋弘道外十九名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇六四号 昭和四十八年八月二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(百五十三通)

請願者 兵庫県佐用郡上月町福吉八二四

上村保外五千九百九十九名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇六五号 昭和四十八年八月二日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に
関する請願(四十一通)

請願者 三重県上野市猪田二、四五五 竹

内卯之助外四百七十九名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第四九六七号 昭和四十八年七月二十五日受理

昭和四十八年産米価格の決定等に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八

茨城県議会議長 関宗長

紹介議員 竹内 藤男君

食糧管理法並びに農業基本法の趣旨にのつとり左

記事項の実現を図るよう強く要望する。

一、食糧管理制度を堅持し、米の買入れ制限の撤

廃と備蓄制度の確立を図ること。

二、農業を国の基幹産業として位置づけ、農業に

対する画期的な財政投融資を行ない、国民食糧

の安定確保を図ること。

三、昭和四十八年産米価格は、米の生産資材、賃金

の大幅上昇を適正に反映し、再生産の確保と所

得補償が図れるよう決定すること。

四、麦生産の増減の現実に対応した抜本的

対策を講じ、麦生産の回復を図ること。

理由

わが国における高度経済成長の中で、農業者と他

産業者の所得水準の格差はますます拡大の傾向に

あることは、農業者に農業生産に対する意欲を減

退させる結果となり、ひいては国の食糧政策を根
底から崩壊するに至ることを恐れる。加えて穀類
を中心とした世界的な食糧危機が叫ばれている昨
今、食糧の安定確保は重大な問題となっている。

第五〇二四号 昭和四十八年七月三十日受理

第三次国連海洋法会議に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海

道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

第三次国連海洋法会議におけるきわめてきびしい
情勢にかんがみ、本道に最も関係の深い北洋漁業
の恒久的安定を期せられるよう要望する。

理由

千九百七十四年には、第三次国連海洋法会議が開
催される予定であるが、過去五回の準備会議にお
いて、二百マイルにも及ぶ大幅な領海、あるいは
経済水域の設定が論議の焦点となっており、この
なりゆきいかんによつては、長年にわたつてその
開発と発展につとめてきた伝統ある北洋漁業は、
その権益がおかされ、本道の関係漁業は、壊滅的
打撃をこうむり、さらには、わが国水産業界も多
大な犠牲を払う結果になることは必至である。

第五〇三一号 昭和四十八年七月三十日受理

要求米価の実現・食糧制度の堅持等に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西一丁目北海

道米価対策推進協議会内 早坂正

吉

紹介議員 河口 陽一君

昭和四十八年産米価格決定、食糧管理制度堅持、農

業危機突破・国民食糧の安定確保に関し、左記事

項の実現をはかられたい。

一、昭和四十八年産米の政府買入れ価格について

は、米穀国家管理の本旨にたち、稲作農家が真

に安定した生産と生活が維持できるよう、物価、

労賃の大幅上昇を正しく反映し、他産業従事者

との所得均衡をはかるようにして、基本価格を、

生産費及び所得補償方式に基づき、正味(運搬費

込み)十キログラム当り二百八十五円以上(十六

キログラム一万三千百四十円以上)とすること。

また、予約制度は従来どおりとすること。

二、政府は、これまでの食糧管理制度改変指向の

政策をとりやめ、あらためて食糧管理制度堅持

の方針を宣言し、米の買入れ制限を直ちに撤廃

するとともに、米をはじめとする食糧の備蓄制

度を確立し、米作農民の総意である現行食糧管

理制度を堅持し、生産者と消費者の生活安定を

はかること。

三、政府は、食糧の海外依存と農業軽視の政策を
直ちに改め、農業を国の基幹産業として、かつ
また北海道をわが国最大の食糧基地として、そ
れぞれ位置づけるとともに、食糧自給体制確立
を目的に、農業、農村に対する画期的な政策を
断行し、生産者のための農業政策、消費者のた
めの食糧政策をすみやかに樹立すること。

第五〇三二号 昭和四十八年七月三十日受理

ほ場整備事業の通年施行に伴う生産補償制度確立
に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海

道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第三八〇九号と同じである。

第五〇三三三号 昭和四十八年七月三十日受理

北方海域における安全操業早期実現に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海

道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

北海道漁業関係者の多年の悲願である北方海域に

おける安全操業の確保をすみやかに実現された

い。

理由

北方海域における安全操業問題については、昭和

四十六年に第一回日ソ政府間交渉が行なわれた

が、いまだにその成果が得られず、現在もおお

歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島周辺海域で

は、漁船だ捕留事件が頻発している。戦後、こ

の海域で捕された漁船及び乗組員は、千三十六

隻、七千五百八十七名にのぼり、関係漁業者と

その家族の受けた経済的・精神的苦痛はきわめて

大きく、この海域の操業安全をはかることは緊急

の要事である。

第五〇三四号 昭和四十八年七月三十日受理

北方海域捕留漁船船主及び乗組員の救済措置
に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海

道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

北方海域(歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島)

においてソ連邦に捕留された漁船船主及び乗

組員の損害額約九十六億円について、昭和四十

一年に對韓国関係捕留漁船船主及び乗組員に對し

特別交付金支給の措置を行なつたのと同様の救済
措置をとられたい。

理由

戦後、北方海域でソ連邦に捕された漁船及び乗

組員は、千二十四隻、七千五百五十五名(昭和四十七

年十二月三十一日現在の多きに及んでおり、関係漁

業者の受けた経済的損失はきわめて大きい、こ

れに對する国の救済措置としては、見舞金の交付、

漁船保険制度の運用にとどまつてゐるのみであ

る。

第五〇六七号 昭和四十八年八月二日受理

農産物価格対策等に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西五丁目北海

道議会議長 高橋賢一

紹介議員 河口 陽一君

主要な農産物は極力国内でまかなうという観点に

立つて、食料供給基地としての本道農業の位置づ

けを明確にし、農業経営の安定と生産の飛躍的な

増大をはかるための生産、構造対策を充実強化す

るとともに、価格対策等について、左記事項を実

施されたい。

一、昭和四十八年産米生産者米価については、最近の生産資材、労賃等の値上がり等を勘案して、農業団体が要求している米価(十キログラム当り二千八百八十五円、六十キログラム当り一万三千百十円)の実現をはかること。

二、昭和四十八年産大豆の基準価格については、農家の生産意欲を高めるよう適正な価格の設定と特別奨励金の交付を行なうこと。

三、麦類については、生産のいつその拡大をはかるため、生産奨励金を交付すること。

四、飼料価格の高騰に対処し、緊急に飼料用穀物の確保をはかるとともに、価格の強力な抑制措置を講ずること。また、恒久対策として、国内における飼料用穀物の生産体制の強化、備蓄制度等を行なうこと。

理由

最近、小麦、大豆をはじめ国際的に農産物の需給がひつ迫している情勢の中にあつて、農業生産を増大し、国民食料の自給率を高めることはきわめて緊要な課題であり、食料供給基地としての本道農業の役割はますます重大となつていくが、本道農業を取り巻く内外の情勢はきびしく、特に農業生産資材、労賃等の高騰は大きく経営を圧迫し、農業生産の停滞が懸念される現状である。

八月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(第五〇六九号)(第五〇七〇号)(第五〇七一号)(第五〇七四号)(第五〇七五号)(第五〇七九号)(第五〇八七号)(第五〇八八号)(第五〇九〇号)

第五〇六九号 昭和四十八年八月三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 千葉県君津市郡一、三〇四 永藤泰造外三十八名

紹介議員 菅野 儀作君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇七〇号 昭和四十八年八月三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県仙台市原町苦竹字新田二三郷家正治郎外二名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇七一号 昭和四十八年八月三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二百四十通)

請願者 兵庫県姫路市六角四三四ノ三 本城秀夫外九千九百三十名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇七四号 昭和四十八年八月三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願(二通)

請願者 福島県西白河郡矢吹町柿之内四七〇 須藤利治外五十三名

紹介議員 棚辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇七五号 昭和四十八年八月三日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大多喜町湯倉 斎藤万吉衛門外六十名

紹介議員 渡辺 一太郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇七九号 昭和四十八年八月四日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県古川市七日町五ノ二一 高橋きく外十五名

紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇八七号 昭和四十八年八月六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 和歌山県御坊市湯川町富安一、四三七 玉置茂外六千二百五十一名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇八八号 昭和四十八年八月六日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県白石市福岡蔵本狐峯一ノ一 三 樋渡薫外十九名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

第五〇九〇号 昭和四十八年八月七日受理

昭和四十八年産米政府買入価格の大幅引上げ等に関する請願

請願者 宮城県本吉郡津山町横山字上の山 一六八ノ二 阿部雄三郎外一名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第三七九一号と同じである。

昭和四十八年九月八日印刷

昭和四十八年九月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局